

タージョン株式会社」に対して「文具」代2217円（丙Cナ112）、同月23日に「株式会社コメリ」に対して消耗品代2342円（丙Cナ113）の合計61万1970円を支払った。

b 上記aの使途に関する補足説明

- (a) 「文房創庫オーヤマ」に対する平成17年5月16日の2420円（丙Cナ44）、同月28日の4848円（丙Cナ48）、同月29日の1887円（丙Cナ49）、同年6月15日の紙製品代359円（丙Cナ56）は、支払先及び支払額からすれば、事務用品又は文具の代金であると認められる。

また、平成16年12月12日の「DVD DVDH160T」代7万9800円（丙Cナ172）は、商品名及びその金額からすれば、DVDレコーダーであり、平成17年5月10日の「J o s h i n」に対する「ネットワーク WBR2-G54/P」代9500円（丙Cナ40）は、その商品名からすれば、パソコンでインターネットを利用するための機器代であり、同年12月29日の「O Aサプライ ECI-E32-6P/BOX」代3941円（丙Cナ95）は、その商品名からすれば、プリンターのインク代であると認められる。

- (b) 補助参加人角田は、平成16年5月21日の「株式会社ニノミヤ」に対する5120円（丙Cナ158）がフォトプリント用紙、同月31日の文具用品代2万9800円（丙Cナ159）がキャビネット、同年6月4日の「ホームセンター・コーナン」に対する文具用品代1万1360円（丙Cナ160）がCD-R及び図面ボックス、同年9月23日の「ホームセンター・コーナン」に対する備品、消耗品代9572円（丙Cナ166）がデスクトレイ及びシャトルバック、同年12月21日の「株式会社ニノミヤ」に対する3150

円（丙Cナ174）が電卓，同月31日の「コーナン商事株式会社」に対する4795円（丙Cナ176）が封筒及びノート，平成17年3月の「株式会社コメリ」に対する文具用品代3780円（丙Cナ178）がマジックインキ及び鉛筆，同月13日の「株式会社コメリ」に対する文具用品代1万2283円（丙Cナ179）がファイルボックス，同年4月10日の「CPUソフト」代4万2960円（丙Cナ34）がイラストレーターという資料作成ソフト，同月27日の「TSUTAYA WAY」に対する事務用品（消耗品）代4565円（丙Cナ37）がノート及びボールペン，同年5月6日の「株式会社コメリ」に対する「消耗品，文具」代3282円（丙Cナ38）がクリアファイル，同月7日の「J o s h i n」に対する2万1000円（丙Cナ39）がプリンターのインクリボン，同月12日の「ミスタージョン株式会社」に対する文具品代3393円（丙Cナ41）がフォトペーパー，同月15日の「株式会社萬栄」に対する「政務調査に係る文具」代8599円（丙Cナ42）が手帳，同月16日の「ホームセンター・コーナン」に対する文具消耗品代2599円（丙Cナ43）がデスクライト，同月25日の「コーナン商事株式会社」に対する「消耗品文具」代2698円（丙Cナ45）がノート及びマジック，同年6月3日の「ミスタージョン株式会社 スーパーホームセンター」に対する消耗品代6720円（丙Cナ50）が書類整理用のスチールトレイ，同月5日の「ケーヨーデイツー」に対する1850円（丙Cナ51）が封筒，同日の「ケーヨーデイツー」に対する901円（丙Cナ52）がノート及びペン，同月8日の「ミスタージョン株式会社」に対する3202円（丙Cナ53）がレタートレイ，同月13日の「コーナン商事株式会社」に対する3160円（丙Cナ54）がフロアーケース，同

日の「ミスタージョン株式会社」に対する1232円（丙Cナ55）
がノート及びペン，同月16日の「ミスタージョン株式会社」に対
する1214円（丙Cナ57）がカラーコピー用紙，同年6月17
日の「株式会社コメリ」に対する2168円（丙Cナ58）がレタ
ーケース，同年7月1日の「ミスタージョン株式会社」に対する6
284円（丙Cナ59）がフロアーケース，同月20日の「ミスタ
ージョン株式会社」に対する消耗品代4636円（丙Cナ64）が
プログラム関数電卓，同月21日の「コーナン商事株式会社」に対
する消耗品，文具代5983円（丙Cナ65）が収納ボックス，同
月24日の「株式会社コメリ」に対する文具用品代1万1960円
（丙Cナ66）がブックスタンド，同月25日の「雑貨屋ブルドッ
グ」に対する事務用品代1万0653円（丙Cナ67）がフロアー
ケース，同年8月26日の「J o s h i n」に対する「事務用品」
代1万9800円（丙Cナ71）がプリンターのインクカートリッ
ジ，同年9月5日の「ミスタージョン株式会社」に対する3782
円（丙Cナ73）がバインダー及びノート，同月23日の「ミスタ
ージョン株式会社 スーパーホームセンター」に対する日用品代7
324円（丙Cナ75）がクリップ及び名刺ホルダー，同月29日
の「コーナン商事株式会社」に対する4480円（丙Cナ76）が
ホッチキス及びシャープペン，同年10月2日の「ミスタージョン
株式会社」に対する722円（丙Cナ77）がノート，同月10日
の「株式会社コメリ」に対する「消耗品（文具）」代5502円（丙
Cナ78）がファイル，同月18日の「ホームセンター・コーナン」
に対する事務用品（消耗品）代1万5414円（丙Cナ79）がラ
ミネーター，同月23日の「文具用品」代5957円（丙Cナ81）
がマチ付き封筒，同月27日の「コーナン商事株式会社」に対する

2560円（丙Cナ82）がコピー用紙，同月30日の「株式会社
オージョイフル」に対する3518円（丙Cナ84）がカラーコピー
用紙，同年11月7日の「ミスタージョン株式会社 スーパーホ
ームセンター」に対する備品代7476円（丙Cナ85）がクリア
ーブック，同月8日の「ミスタージョン株式会社」に対する消耗品
代3091円（丙Cナ86）がフラットファイル，同月18日の「コ
ーナン商事株式会社」に対する事務用品代3149円（丙Cナ87）
がノート，ボールペン及びサインペン，同年12月4日の「ミスタ
ージョン株式会社」に対する消耗品代1118円（丙Cナ88）が
封筒，同月8日の「ミスタージョン株式会社」に対する消耗品代3
784円（丙Cナ89）がモバイルマウス，同月14日の「コーナ
ン商事株式会社」に対する「コピー用紙（消耗品）」代3364円（丙
Cナ90）がコピー用紙，同月16日の「ミスタージョン株式会社」
に対する「文具用品」代3566円（丙Cナ91）が電動鉛筆削り，
同月19日の「株式会社西浦」に対する事務用品（消耗品）代70
84円（丙Cナ92）がデジタルカメラ用プリント紙，同月19日
の「株式会社コメリ」に対する「文具用品」代1516円（丙Cナ
93）がパンチラベル，平成18年1月5日の「ミスタージョン株
式会社」に対する「政務調査に係る消耗品」代3234円（丙Cナ
98）がラベル及びハサミ，同月19日の「ミスタージョン株式会
社」に対する1534円（丙Cナ99）がスティックのり，同月2
0日の消耗品代1050円（丙Cナ100）がテープのり，同月2
5日の「コーナン商事株式会社」に対する9548円（丙Cナ10
2）が裁断機，同月28日の「株式会社コメリ」に対する6250
円（丙Cナ103）がドリルパンチ，同年2月6日の「ミスタージ
ョン株式会社」に対する2080円（丙Cナ104）がインデック

ス(ラミネート), 同月16日の「株式会社コメリ」に対する2618円(丙Cナ105)がノート及びペン, 同月18日の「ミスタージョン株式会社」に対する2880円(丙Cナ106)がホワイトボード, 同月22日の「コーナン商事株式会社」に対する1622円(丙Cナ108)がブックスタンド, 同年3月2日の「株式会社コメリ」に対する事務用品代5474円(丙Cナ110)がペーパーカッター, 同月10日の「株式会社ニトリ」に対する事務用品(消耗品)代1万7890円(丙Cナ111)がプリンターのインクカートリッジ, 同月ころの「ミスタージョン株式会社」に対する「文具」代2217円(丙Cナ112)がノート及びボールペン, 同月23日の「株式会社コメリ」に対する消耗品代2342円(丙Cナ113)がマーカーペンであると陳述しているところ(丙Eナ1), その陳述は具体的であり, 信用できるから, そのとおり認めることができる。

また, 補助参加人角田は, 平成17年10月28日の高枝採集ハサミ(丙Cナ83)が, 和歌山県内のヒノキ枯れの原因を究明するため, ヒノキの枝を採取する際に必要となったものであると主張しているところ, その主張は具体的であるから, そのとおり認めるのが相当である。

- c しかし, 上記aの支払のうち, 平成17年8月1日の2735円分及び同年12月29日の2360円分のポイントを利用した支払は, 割引と同様に考えられるから, これらの合計5095円分に政務調査費を支出することは許されない。

また, 上記aの支払のうち, 平成17年9月1日のシュレッダー及びデジタルカメラ用メモリ代3万円(丙Cナ72)については, うち1万円がデジタルカメラ用メモリ代と認めるのが相当である。

- d. そして、上記(ア)の按分割合（3分の1）のとおり、補助参加人角田が、上記事務用品・備品購入費につき、平成16年度に8万2948円（ $\div 24万8845円 \times 1/3$ ）、平成17年度に19万8958円（ $= [61万1970円 - 5095円 - 1万円] \times 1/3$ ）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。
- e. この点、補助参加人角田は、他に電池代522円を支払ったと主張する。しかし、その裏付けとして提出された領収証（丙Cナ36）は印字が薄く、内容を判読することが不可能であるから、補助参加人角田の上記主張は、採用できない。
- f. 他方、原告らは、平成16年4月1日の文具代1876円（丙Cナ154）、同月28日の消耗品、インクカートリッジ他代1万0290円（丙Cナ156）、同年5月21日のフォトプリント用紙代5120円（丙Cナ158）、同年12月31日の封筒及びノート代4795円（丙Cナ176）、平成17年3月のマジックインキ及び鉛筆代3780円（丙Cナ178）、同年4月27日のノート及びボールペン代4565円（丙Cナ37, 112）、同年5月6日のクリアファイル代3282円（丙Cナ38）、同月7日のプリンターのインクリボン代2万1000円（丙Cナ39）、同月12日のフォトペーパー代3393円（丙Cナ41）、同月15日の手帳代8599円（丙Cナ42）、同月16日の模造紙代2420円（丙Cナ44）、同月25日のノート及びマジック代2698円（丙Cナ45）、同月28日の模造紙、マジック及び物差し代4848円（丙Cナ48）、同月29日のカラーノート代1887円（丙Cナ49）、同年6月4日の封筒代1850円（丙Cナ51, 88）、同月13日のノート及びペン代1232円（丙Cナ55, 105）、同月16日のカラーコピー用紙代1214円（丙Cナ57, 84）、同年8月26日のプリンタ

一のインクカートリッジ代4480円(丙Cナ71, 111), 同年9月29日のバインダー及びノート代3782円(丙Cナ73), 同月23日のクリップ及び名刺ホルダー代7324円(丙Cナ75), 同月29日のホッチキス及びシャープペン代4480円(丙Cナ76), 同年10月10日のファイル代5502円(丙Cナ78), 同月23日のマチ付き封筒代5957円(丙Cナ81), 同月27日のコピー用紙代2560円(丙Cナ82, 90), 同年11月7日のクリアブック代7476円(丙Cナ85), 同月8日のフラットファイル代3091円(丙Cナ86), 同月18日のノート, ボールペン及びサインペン代3149円(丙Cナ87), 同年12月19日のデジタルカメラ用プリント紙代7084円(丙Cナ92), 平成18年1月5日のラベル及びハサミ代3234円(丙Cナ98), 同月19日のスティックのり代1534円(丙Cナ99), 同年20日のテープのり代1050円(丙Cナ100), 同年2月6日のインデックス代2080円(丙Cナ104), 同年3月23日のマーカーペン代2342円(丙Cナ113)が, 過量に購入された文房具であり相当でない, 又は別の商品が含まれていると主張する。しかし, その金額からすれば, 過量であるとはいえないし, 別の商品が含まれていることを示す証拠もないから, 原告らの上記主張は採用できない。

また, 原告らは, 平成16年5月21日のフォトプリント用紙(丙Cナ158), キャビネット(丙Cナ159), CD-R及び図面ボックス(丙Cナ160), イヤホン(丙Cナ165), デスクトレイ及びシャトルバック(丙Cナ166), ファイルボックス(丙Cナ168, 179), DVDレコーダー(丙Cナ172), 電卓(丙Cナ174), 書類棚(丙Cナ181), シャープペン(丙Cナ182), イラストレーターという資料作成ソフト(丙Cナ34), CPUネッ

ト (丙Cナ40), フォトペーパー (丙C41), 手帳 (丙C42), デスクライト (丙Cナ43), 模造紙 (丙Cナ44), 模造紙, マジック及び物差し (丙Cナ48), スチールトレイ (丙Cナ50, 173), レタートレイ (丙Cナ53), フロアーケース (丙Cナ54, 59, 67), レターケース (丙Cナ58, 180), 多穴パンチ (丙Cナ60), プログラム関数電卓 (丙Cナ64), 収納ボックス (丙Cナ65, 170), ブックスタンド (丙Cナ66, 108), クリップ及び名刺ホルダー (丙Cナ75), ラミネーター (丙Cナ79), ノート, ボールペン及びサインペン (丙Cナ87), モバイルマウス (丙Cナ89), 電動鉛筆削り (丙Cナ91), デジタルカメラ用プリント紙 (丙Cナ92), クリーナー (丙Cナ96), 裁断機 (丙Cナ102), ドリルパンチ (丙Cナ103), ホワイトボード (丙Cナ106), デスクマット (丙Cナ107), アンテナケーブル (丙Cナ109), ペーパーカッター (丙Cナ110) が, 調査研究に直接必要なものではないと主張する。しかし, これらの購入費は, 事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で, いずれも議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから, 原告らの上記主張は採用できない。

さらに, 原告らは, 平成17年8月1日のデジタルメモリの領収証 (丙Cナ68) の宛名が「角田義彦」と記載されているから, 調査研究のためのものではないと主張する。しかし, 角田義彦は, 補助参加人角田と同居する同人の二男であるし (丙Eナ1), 領収証の宛名をもって, 目的物の用途を認めることはできないから, 原告らの上記主張は採用できない。

(ウ) 郵便料金について

- a 補助参加人角田は, 郵便料金として, 次のとおり支払をした。

(a) 平成16年4月21日に郵便料金600円(丙Cナ138), 同月27日に郵便料金470円(丙Cナ139), 同年5月19日に郵便料金140円及び切手代3200円(丙Cナ140), 同年6月7日に切手代8000円(丙Cナ141), 同日に郵便料金5980円(丙Cナ142), 同年8月30日に郵便料金410円(丙Cナ143), 同年9月16日に郵便料金120円及び切手代50円(丙Cナ144), 同年11月12日に郵便料金2万4000円(丙Cナ145), 同月16日に郵便料金240円及び切手代8000円(丙Cナ146), 同月22日に切手代1万3200円(丙Cナ147), 同年12月20日に切手代8000円(丙Cナ148), 平成17年1月4日に切手代50円(丙Cナ149), 同月26日に郵便料金340円(丙Cナ151), 同日にはがき交換手数料120円(丙Cナ152), 同年3月16日に切手代50円(丙Cナ153)の合計7万2970円を支払った。

(b) 平成17年5月2日に郵便料金410円(丙Cナ18), 同年6月3日に郵便料金1万1675円(丙Cナ19), 同月7日に郵便料金1万5065円(丙Cナ20), 同月9日に郵便料金1万1290円(丙Cナ21), 同日に郵便料金140円(丙Cナ22), 同年8月27日に切手代800円(丙Cナ23), 同年10月5日に「EXP ACK500」代500円(丙Cナ24), 同月20日に切手代400円(丙Cナ25), 同月26日に切手代280円(丙Cナ26), 同年12月21日に年賀はがき代1万5000円(丙Cナ27), 同月26日に年賀はがき代1万円(丙Cナ28), 平成18年3月9日に切手代8000円(丙Cナ29), 同日に郵便料金410円(丙Cナ30), 同月24日に郵便料金240円(丙Cナ31)の合計7万4210円を支払った。

- b なお、平成17年1月26日のはがき交換手数料120円（丙Cナ152）は、現金20円及び切手100円により支払われたものであるところ、その切手100円の購入費に政務調査費を支出することが違法と認めることはできない。

また、平成17年12月21日及び同月26日の年賀はがき（丙Cナ27、28）は、「つのだ通信（平成18年新春号）」（丙Cナ186）に使用されたところ、事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で、政務調査費を支出することが違法と認めることはできない。

- c そして、上記(ア)の按分割合（3分の1）のとおり、補助参加人角田が、上記郵便料金につき、平成16年度に2万4323円（ $\asymp 7万2970円 \times 1/3$ ）、平成17年度に2万4737円（ $\asymp 7万4210円 \times 1/3$ ）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

- d 補助参加人角田は、他に切手代8000円を支払ったと主張する。しかし、その裏付けとして提出された領収証（丙Cナ17）は印字が薄く、内容を判読することが不可能であるから、補助参加人角田の上記主張は、採用できない。

また、補助参加人角田は、他に切手代1500円を支払ったと主張する。しかし、その裏付けとして提出された領収証（丙Cナ150）は、「08年01月16日」と記載され、平成20年1月16日の支払に係るものであるから、補助参加人角田の上記主張は、採用できない。

さらに、補助参加人角田は、平成16年度の郵便料金はすべて「つのだ通信（No.3）」（丙Cナ187）等の県政報告資料を郵送したものであり、平成17年6月3日、同月7日及び同月9日の郵便料金（丙Cナ19ないし21）は「つのだ通信（No.5）」の発送のために使用し、

平成18年3月9日の郵便料金（丙Cナ29）は「公明党県議員団平成18年度予算要望書に対する主な実績」の発送のために使用したから、その全額に政務調査費の支出が許されると陳述する（丙Eナ1）。しかし、その裏付けはないから、補助参加人角田の上記陳述は信用できない。

- e 他方、原告らは、郵便料金の使途である「つのだ通信」等が、ほとんど政治活動のためのものであるなどと主張する。しかし、その記載内容（丙Cナ184ないし187）からすれば、「つのだ通信」の郵便料金は、事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから、原告らの上記主張は採用できない。

また、原告らは、上記郵便料金は過量であり、調査研究のためのものではなかったと主張する。しかし、上記郵便料金は、事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な割合の限度で、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから、原告らの上記主張は採用できない。

(エ) 固定電話使用料及びインターネット使用料について

- a 補助参加人角田は、固定電話使用料（073-451-0985）として、西日本電信電話株式会社に対し、平成16年4月分の1万9250円、同年5月分の3万5938円、同年6月分の2万4598円、同年7月分の2万6479円、同年8月分の1万6843円、同年9月分の8208円、同年10月分の3万1736円、同年11月分の1万8993円、同年12月分の5775円、平成17年1月分の1万2647円、同年2月分の8402円、同年3月分の1万4327円の合計22万3196円を支払い、同年4月分の1万7899円を支払った（丙Cナ13, 126ないし137）。

b 補助参加人角田は、インターネット使用料として、ソフトバンクBB株式会社に対し、平成16年9月分の6664円、同年10月分の1万0944円、同年11月分の1万2930円、同年12月分の1万2478円、平成17年1月分の6806円、平成17年2月分の6514円、同年3月分の5758円の合計6万2094円を支払い、同年4月分の7998円、同年5月分の9547円、同年6月分の7863円、同年7月分の839円の合計2万6247円を支払った(丙Cナ14, 183)。なお、これらの支払は、それぞれ前月使用分であると認められる(丙Cナ14, 183)。

c 補助参加人角田は、固定電話使用料及びインターネット使用料として、株式会社ケイ・オプティコムに対し、平成17年5月分の1万3282円、同年6月分の1万2033円、同年7月分の1万7510円、同年8月分の1万1113円、同年9月分の1万7033円、同年10月分の2万4759円、同年11月分の1万6844円、同年12月分の1万9223円、平成18年1月分の1万4310円、同年2月分の1万6949円、同年3月分の3万0213円の合計19万3269円を支払った(丙Cナ15, 16, 弁論の全趣旨)。

d しかし、上記支払のうち、補助参加人角田は、平成17年5月から、株式会社ケイ・オプティコムと契約し、その経費に政務調査費を支出する以上、ソフトバンクBB株式会社との契約に係る平成17年5月分ないし同年7月分の使用料合計1万8249円に政務調査費を支出することは許されない。

そして、上記(ア)の按分割合(4分の1)のとおり、補助参加人角田が、固定電話使用料及びインターネット使用料につき、平成16年度に7万1323円(≒〔22万3196円+6万2094円〕×1/4)、平成17年度に5万4792円(≒〔1万7899円+2万62

47円+19万3269円-1万8249円]×1/4)をそれぞれ
超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、上記固定電話使用料及びインターネット使用料
の内訳が明らかではなく高額であるから、数台分の使用料であると主
張する。しかし、その具体的な根拠はなく、上記固定電話使用料及び
インターネット使用料は、事務所の設置状況等を考慮した社会通念上
相当な按分割合の限度で、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要
する経費として社会通念上相当であるから、原告らの上記主張は採用
できない。

(オ) 携帯電話使用料について

補助参加人角田は、携帯電話使用料として、平成16年4月分の1万
2705円、同年5月分の1万7350円、同年6月分の1万3582
円、同年7月分の2万1357円、同年8月分の1万7178円、同年
9月分の1万2373円、同年10月分の1万5921円、同年11月
分の1万3099円、同年12月分の1万2783円、平成17年1月
分の1万2781円、同年2月分の1万1004円、同年3月分の2万
7685円の合計18万7818円を支払い、同年4月分の1万932
3円、同年5月分の1万7015円、同年6月分の1万8265円、同
年7月分の1万5504円、同年8月分の2万6609円、同年9月分
の3万5831円、同年10月分の2万9305円、同年11月分の2
万1025円、同年12月分の2万0631円、平成18年1月分の1
万8881円、同年2月分の1万3534円、同年3月分の1万639
3円の合計25万2316円を支払った(丙Cナ1ないし12, 114
ないし125)。

そして、上記(ア)の按分割合(4分の1)のとおり、補助参加人角田が、
上記携帯電話使用料につき、平成16年度に4万6955円(≒18万

7818円×1/4), 平成17年度に6万3079円(=25万2316円×1/4)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点, 原告らは, 上記携帯電話使用料の内訳が明らかではなく高額であるから, 数台分の使用料であると主張する。しかし, その具体的な根拠はなく, 上記携帯電話使用料は, 事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で, 議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから, 原告らの上記主張は採用できない。

(カ) 携帯電話機代について

補助参加人角田は, 平成16年6月19日に「株式会社ニノミヤ」に対して携帯電話のストラップ代710円(丙Cナ161), 同日に「ドコモショップ」に対して通信用品代4620円(丙Cナ162)の合計5330円を支払い, 平成17年7月19日に携帯電話機代7350円(丙Cナ63)を支払った。

そして, 上記(ア)の按分割合(4分の1)のとおり, 補助参加人角田が, 上記携帯電話機代につき, 平成16年度に1333円(=5330円×1/4), 平成17年度に1838円(=7350円×1/4)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

なお, 原告らは, 上記携帯電話機代, 携帯電話用品(丙Cナ161, 162)が, 調査研究に直接必要なものではないと主張する。しかし, それらの購入費は, 事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で, 議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから, 原告らの上記主張は採用できない。

(キ) デジタルカメラ代について

補助参加人角田は, 平成16年7月23日にデジタルカメラ代3万9

375円(丙Cナ164),平成17年9月1日にシュレッダー及びデジタルカメラ用メモリ代3万円(丙Cナ72)を支払った。

なお,上記デジタルカメラ用メモリ代は,1万円と認めるのが相当である。

そして,上記(ア)の按分割合(4分の1)のとおり,補助参加人角田が,上記デジタルカメラ代につき,平成16年度に9844円($\div 3万9375円 \times 1/4$),平成17年度に2500円($= 1万円 \times 1/4$)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ まとめ

補助参加人角田は,事務費として,平成16年度に77万6909円,平成17年度に113万7408円の政務調査費を支出したところ(別紙1);そのうち,平成16年度に支出許容額合計23万6726円($= 8万2948円 + 2万4323円 + 7万1323円 + 4万6955円 + 1333円 + 9844円$)を超える54万0183円,平成17年度に支出許容額合計34万5904円($= 19万8958円 + 2万4737円 + 5万4792円 + 6万3079円 + 1838円 + 2500円$)を超える79万1504円を支出した部分は違法である。

よって,被告は,補助参加人角田に対し,総合計133万1687円の不当利得の返還を請求するべきである。

(2) 富安民浩議員(以下「富安議員」という。)

ア 事務所の設置状況等について

富安議員の政務調査用事務所(和歌山県御坊市藤田町吉田433)は,自宅(和歌山県日高郡日高町大字高家663)とは別の場所に設置されていた(乙Cニ2の4・5, Eニ1)。

また,富安議員の後援会及び政治団体「興政同友会」は,自宅に設置されていた(甲A5の3, 乙Eニ1)。

イ 事務費について

(ア) 事務費の按分割合等について

富安議員の政務調査用事務所の固定電話使用料、コピー機使用料、パソコン代及びプリンター代については、上記アのとおり他の目的のものが併設されていなかった事務所で使用されたから、按分して政務調査費を支出する必要は認められない。

もっとも、携帯電話使用料及びデジタルカメラ代については、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会及び「興政同友会」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、富安議員は、携帯電話を調査研究以外に利用することはほとんどなかったと陳述するが（乙Eニ1）、その裏付けはないから、信用できない。

(イ) 固定電話使用料について

富安議員は、政務調査用事務所の固定電話（0738-63-3688）の使用料として、平成16年4月分ないし平成17年3月分の合計8万1373円、同年4月分ないし平成18年3月分の合計6万5238円を支払った（乙Cニ1の2、2の2、弁論の全趣旨）。

しかし、富安議員は、上記支払のうち、それぞれ30%相当額である平成16年度の2万4411円、平成17年度の1万9571円に政務調査費を支出した（乙Eニ1）。

そして、富安議員が、上記固定電話使用料につき、平成16年度に2万4411円、平成17年度に1万9571円をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、自宅に後援会等が併設されていたから、政務調査

用事務所においても後援会等の活動がされていたなどと主張するが、その具体的な根拠はないから、採用できない。

(ウ) コピー機使用料について

富安議員は、平成16年12月、稲田好信に対し、政務調査用事務所に備えられたコピー機の同年4月分ないし同年12月分の使用料18万円を支払った(乙Cニ2の3, Eニ1, 弁論の全趣旨)。

なお、上記使用料の領収証(乙Cニ2の3)には「事務所共益費」と記載されているところ、この点につき、富安議員は、事務所の貸主である有限会社イナダに対するコピー機使用料の趣旨であると陳述する(乙Eニ1)。富安議員が政務調査用事務所を無償で借りていたこと(乙Cニ2の4)からすれば、富安議員の上記陳述は信用でき、上記のとおり認めることができる。

そして、富安議員が、上記コピー機使用料につき、平成16年度に18万円を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(エ) パソコン代及びプリンター代について

富安議員は、平成17年10月30日にパソコン代22万0500円(乙Cニ1の3)、デジタルカメラ代及びプリンター代11万5000円(乙Cニ1の4)の合計33万5500円を支払った。

上記デジタルカメラ代及びプリンター代11万5000円の内訳は明らかでないため、そのうち、デジタルカメラ代は、5万7500円と認めるのが相当である。

そして、富安議員が、上記パソコン代及びプリンター代につき、平成17年度に27万8000円(=33万5500円-5万7500円)を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(オ) 携帯電話使用料について

富安議員は、携帯電話(090-7118-3783)の使用料とし

て、平成16年4月分ないし平成17年3月分の合計41万9067円、同年4月分ないし平成18年3月分の合計31万7511円を支払った(乙Cニ1の1, 2の1)。

そして、上記(ア)の按分割合(4分の1)のとおり、富安議員が、上記携帯電話使用料につき、平成16年度に10万4767円(≒41万9067円×1/4)、平成17年度に7万9378円(≒31万7511円×1/4)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、「ドコモ料金支払内訳書」の「記事」欄には「一括請求によるお支払い」との記載があるから(乙Cニ1の1, 2の1)、数台分の使用料であると主張する。確かに、上記記載からすれば、複数の回線が使用されていたことがうかがわれる。しかし、上記書面に表示された電話使用料は、「事前案内書兼領収証」の「電話番号毎のご請求内訳をご確認ください」との記載(乙Cケ5の1ないし10)がいう電話番号毎の電話使用料、すなわち、上記携帯電話番号のみの使用料であると認められるから(乙Cケ15, 16)、原告らの上記主張は採用できない。

(カ) デジタルカメラ代について

富安議員は、平成17年10月30日にデジタルカメラ代及びプリンター代11万5000円(乙Cニ1の4)を支払った。

なお、上記(エ)のとおり、上記デジタルカメラ代は、5万7500円と認めるのが相当である。

そして、上記(ア)の按分割合(4分の1)のとおり、富安議員が、上記デジタルカメラ代につき、平成17年度に1万4375円(=5万7500円×1/4)を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ 人件費について

(ア) 人件費の按分等について

富安議員の政務調査用事務所の人件費については、上記アのとおり他

の目的のものが併設されていなかった事務所で雇用されたから、按分して政務調査費を支出する必要があるとは認められない。

(イ) 人件費の支出等について

富安議員は、平成15年5月及び同年6月において、勤務場所を政務調査用事務所、業務内容を政務調査補助、賃金を月額15万円の月末払として、柿本正次を雇用し、同人に対し、平成15年5月分及び同年6月分の賃金として各月10日に月額15万円の合計30万円を支払った(乙D=5, 6の1・2, 上記ア)。

また、富安議員は、平成15年9月から平成16年3月までの間、勤務場所を政務調査用事務所、業務内容を政務調査補助、賃金を月額15万円の月末払として、三原徹也を雇用し、同人に対し、平成15年9月分ないし平成16年3月分の賃金として各月25日に月額15万円の合計105万円を支払った(乙D=7, 8の1ないし7, 上記ア)。

さらに、富安議員は、平成16年4月から同年9月までの間、勤務場所を政務調査用事務所、業務内容を政務調査補助、賃金を月額12万円の月末払として、松尾邦裕を雇用し、同人に対し、平成16年4月分ないし平成16年9月分の賃金として各月10日に月額12万円の合計72万円を支払った(乙D=3, 4の1ないし6, 上記ア)。

そのほか、富安議員は、平成17年度において、勤務場所を「県内(日高郡内)」, 業務内容を政務調査補助、賃金を月額8万円の月末払として、小川廣美を雇用し、同人に対し、平成17年4月分ないし平成18年3月分の賃金として各月末ころに月額8万円の合計96万円を支払った(乙D=1, 2の1ないし12)。

そして、富安議員が、上記人件費につき、平成15年度(同4月を除く。)に135万円(=30万円+105万円), 平成16年度に72万円, 平成17年度に96万円をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部

分は違法である。

この点、原告らは、小川廣美の具体的な勤務場所が定まっていなかったから、調査研究に従事したとはいえないと主張する。しかし、小川廣美の業務内容は、政務調査補助であったから（乙Dニ1）、原告らの上記主張は採用できない。

エ まとめ

(ア) 富安議員は、事務費として、平成16年度に36万円、平成17年度に60万円の政務調査費を支出したところ（別紙1）、そのうち、平成16年度に支出許容額合計30万9178円（＝2万4411円＋18万円＋10万4767円）を超える5万0822円、平成17年度に支出許容額合計39万1324円（＝1万9571円＋27万8000円＋7万9378円＋1万4375円）を超える20万8676円を支出した部分は違法である。

(イ) 富安議員は、人件費として、平成15年度（同年4月を除く。）に135万円、平成16年度に72万円、平成17年度に96万円の政務調査費を支出したところ（別紙1）、これらの支出はいずれも適法である。

(ウ) よって、被告は、富安議員に対し、平成16年度分5万0822円、平成17年度分20万8676円の合計25万9498円の不当利得の返還を請求するべきである。

(22) 中村裕一議員（以下「中村議員」という。）

ア 事務所の設置状況等について

中村議員の政務調査用事務所（和歌山県御坊市菌263番地小林ビル2階）は、自宅（同市熊野392）とは別の場所に設置され、後援会、政治団体「裕政会」及び「裕和会」と併設されていた（甲A5の3、乙Cヌ10、Eヌ5）。

イ 事務費について

(ア) 事務費の按分割合等について

中村議員の政務調査用事務所の郵便関係費用、パソコン関係費用及び文房具代については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また、携帯電話使用料については、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会、「裕政会」及び「裕和会」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、中村議員は、後援会及び「裕和会」が、平成15年度ないし平成17年度にほとんど活動しておらず、「裕政会」の経費が政務調査用事務所の経費とは別に計上されていたと陳述するが(乙Eヌ5)、その裏付けはないから、信用できない。

他方、原告らは、現金出納簿(乙Eヌ1ないし4)に携帯電話使用料の記載がないから、事務費に政務調査費の支出は許されないと主張する。しかし、以下のとおり、事務費支払の事実、他の証拠によって認められるから、原告らの上記主張は採用できない。

(イ) 郵便関係費用について

中村議員は、郵便関係費用として、次のとおり支払をした。

- a 平成16年4月2日に郵便料金2000円(乙Cヌ4の1)、同月13日に郵便料金2880円及びはがき代1000円(乙Cヌ4の2)、同月16日に切手・はがき類代140円(乙Cヌ4の3)、同月23日に郵便料金140円(乙Cヌ4の4)、同月26日に切手代2500円(乙Cヌ4の5)、同日に郵便料金120円(乙Cヌ4の6)、同月28日に郵便料金200円(乙Cヌ4の7)、同月30日に郵便料金410円及び切手代1万8400円(乙Cヌ4の8)、同年5月12日に郵

便料金6240円(乙Cヌ4の9), 同年6月25日に切手代1000円(乙Cヌ4の10), 同年7月8日に郵便料金1万5750円(乙Cヌ4の11), 同月28日に切手代1000円(乙Cヌ4の12), 同年8月10日に郵便料金590円(乙Cヌ4の13), 同月11日に暑中見舞用はがき代1000円及び切手代2500円(乙Cヌ4の14), 同年9月3日に切手・はがき類代530円(乙Cヌ4の15), 同月6日にはがき代2500円(乙Cヌ4の16), 同日に切手・はがき類代1800円(乙Cヌ4の17), 同月10日に郵便料金4400円(乙Cヌ4の18), 同年10月18日に郵便料金120円(乙Cヌ4の19), 同月25日に切手代2500円(乙Cヌ4の20), 同月29日にはがき代1500円(乙Cヌ4の21), 同年11月8日に郵便料金90円(乙Cヌ4の22), 同月12日に郵便料金7000円(乙Cヌ4の23), 同月17日に切手・はがき類代3000円(乙Cヌ4の24), 同月26日に切手・はがき類代3000円(乙Cヌ4の25), 同年12月22日に切手・はがき類代1000円(乙Cヌ4の26), 同月24日に切手代2500円(乙Cヌ4の27), 同月27日に郵便料金120円及びはがき代1万2500円(乙Cヌ4の28), 平成17年1月12日に郵便料金200円(乙Cヌ4の29), 同月24日に郵便料金2880円(乙Cヌ4の30), 同日に郵便料金350円(乙Cヌ4の31), 同年2月7日に郵便料金200円(乙Cヌ4の32), 同年3月2日に切手代3200円(乙Cヌ4の33), 同月4日に郵便料金4410円(乙Cヌ4の34), 同月7日に郵便料金140円(乙Cヌ4の35), 同日に郵便料金3120円(乙Cヌ4の36), 同月25日に郵便料金2220円(乙Cヌ4の37), 同日に郵便料金140円(乙Cヌ4の38), 同日に切手代2500円(乙Cヌ4の39)の合計11万7790円を支払った。

b 平成17年4月4日に郵便料金240円(乙Cヌ1の1), 同年5月18日に郵便料金7410円(乙Cヌ1の2), 同月25日に切手代2500円(乙Cヌ1の3), 同年6月9日に郵便料金250円(乙Cヌ1の4), 同月15日に郵便料金90円(乙Cヌ1の5), 同月17日に切手代10円(乙Cヌ1の6), 同月27日に切手・はがき類代2500円(乙Cヌ1の7), 同年7月27日に切手代1100円(乙Cヌ1の8), 同年8月26日にはがき代1250円(乙Cヌ1の9), 同年9月14日に郵便料金(現金書留)500円(乙Cヌ1の10), 同日に現金書留用封筒代20円(乙Cヌ1の11), 同月26日に切手代1200円(乙Cヌ1の12), 同月27日に郵便料金120円(乙Cヌ1の13), 同年10月7日に切手代3200円及びはがき代2250円(乙Cヌ1の14), 同月12日に郵便料金80円(乙Cヌ1の15), 同月28日に郵便料金120円(乙Cヌ1の16), 同年11月14日に現金書留用封筒代20円(乙Cヌ1の17), 同日に郵便料金(現金書留)750円(乙Cヌ1の18), 同月22日に郵便料金80円(乙Cヌ1の19), 同月24日に郵便料金640円(乙Cヌ1の20), 同年12月6日に切手・はがき類代2500円(乙Cヌ1の21), 同月9日に切手・はがき類代3000円(乙Cヌ1の22), 平成18年1月10日に切手・はがき類代2万円(乙Cヌ1の23), 同日に往復はがき代7000円, 切手代4400円及び通常はがき代2500円(乙Cヌ1の24), 同月18日に郵便料金3120円(乙Cヌ1の25), 同年2月17日に郵便料金480円(乙Cヌ1の26), 同月24日に郵便料金5570円(乙Cヌ1の27), 同日に「EXPACK500」料金1000円(乙Cヌ1の28), 同年3月3日に郵便料金270円(乙Cヌ1の29), 同月10日に郵便料金2490円(乙Cヌ1の30)の合計7万6660円を支払った。

しかし、上記支出のうち、平成16年8月11日の暑中見舞用はがき代1000円（乙Cヌ4の14）は、議員が行う調査研究に係る事務遂行に係る経費とは認められないから、政務調査費を支出することは許されない。

そして、上記ア)の按分割合（4分の1）のとおり、中村議員が、上記郵便関係費用につき、平成16年度に2万9198円（ $\equiv [11万7790円 - 1000円] \times 1/4$ ）、平成17年度に1万9165円（ $\equiv 7万6660円 \times 1/4$ ）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、郵便関係費用が過量で、年度内の調査研究のためのものではないなどと主張する。しかし、上記郵便関係費用は、事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから、原告らの上記主張は採用できない。

(ウ) パソコン関係費用

中村議員は、平成16年6月23日にパソコンのセキュリティソフト代3150円（乙Cヌ5の1）、同年11月24日にパソコンのセキュリティソフト代3150円（乙Cヌ5の2）、平成17年2月4日に、USBメモリー代6580円、LANケーブル代2060円、CD・DVDケース及びそのファイル代960円（乙Cヌ5の3）、同月7日にパソコン代15万2000円（乙Cヌ5の4、Eヌ5）、同年3月2日にフロッピーディスク代1480円（乙Cヌ5の5）の合計16万9380円を支払い、同年6月26日にプリンターのインク代6620円（乙Cヌ2の1）、同年8月1日にパソコンのセキュリティソフト代3150円（乙Cヌ2の2）、同年12月26日にパソコンのセキュリティソフト代3150円（乙Cヌ2の3）の合計1万2920円を支払った。

そして、上記(ア)の按分割合（４分の１）のとおり、中村議員が、上記パソコン関係費用につき、平成１６年度に４万２３４５円（＝１６万９３８０円×１／４）、平成１７年度に３２３０円（＝１万２９２０円×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、ＵＳＢフラッシュメモリー、ＬＡＮケーブル、ＣＤ／ＤＶＤケース及びその専用フィルム、フロッピーディスク、パソコンのセキュリティソフトの更新代２件につき、調査研究に直接必要なものではないと主張するが、それらの費用は、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから、採用できない。

また、原告らは、パソコンのセキュリティソフトの更新代２件につき、１件のソフトを３台のパソコンに使用できたはずであるから、調査研究に係る事務遂行に要する経費として社会通念上相当な範囲を逸脱していると主張する。しかし、平成１６年度ないし平成１７年度の当時、１件のソフトを３台のパソコンに使用できたことを示す証拠はないから、原告らの上記主張は採用できない。

(エ) 文房具代について

中村議員は、文房具代として、平成１６年８月４日に５６７円、同年１２月１４日に１４７０円の合計２０３７円を支払った（乙Ｃヌ６の１・２）。

そして、上記(ア)の按分割合（４分の１）のとおり、中村議員が、上記文房具代につき、平成１６年度に５０９円（＝２０３７円×１／４）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(オ) 携帯電話使用料について

中村議員は、携帯電話（０９０－３２７６－６１７２）の使用料として、平成１６年５月分の３万２４０４円、同年６月分の２万３２５１円、

同年7月分の2万9974円、同年8月分の3万9533円、同年9月分の3万3467円、同年10月分の4万1399円、同年11月分の3万7421円、同年12月分の3万3859円、平成17年1月分の2万6215円、同年2月分の1万9399円、同年3月分の1万9825円、同年4月分の2万5548円の合計36万2295円を支払い、同年5月分の1万7734円、同年6月分の1万6908円、同年7月分の2万0296円、同年8月分の2万2785円、同年9月分の2万5819円、同年10月分の2万7749円、同年11月分の2万3667円、同年12月分の1万1595円、平成18年1月分の9982円、同年2月分の8169円、同年3月分の1万0164円、同年4月分の1万2545円の合計20万7413円を支払った（乙Cヌ3の1ないし12、7の1ないし12）。

なお、中村議員は、請求月、すなわち、支払月ではなく、使用月を基準にして、各年度の政務調査費を支出していたところ、携帯電話使用料は、継続的契約に係るものであり、定期的に支払がされることからすれば、上記のような政務調査費の支出方法も、不合理とはいえない。

そして、上記(ア)の按分割合（5分の1）のとおり、中村議員が、上記携帯電話使用料につき、平成16年度に7万2459円（＝36万2295円×1／5）、平成17年度に4万1483円（＝20万7413円×1／5）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ 人件費について

(ア) 人件費の按分等について

中村議員の政務調査用事務所の人件費については、上記アのとおり他のものが併設された事務所で雇用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、中村議員は、下記(イ)の西山悦子及び中嶋嗣之が、調査研究以外の活動に従事しなかったと陳述するが(乙Eヌ5)、その裏付けはないから、信用できない。

(イ) 人件費の支出等について

- a 中村議員は、平成15年度ないし平成17年度において、勤務場所を中村議員の政務調査用事務所、業務内容を政務調査補助、賃金を時給750円及び交通費月額3000円、支給日を月末として、西山悦子を雇用し、同人に対し、平成15年4月分の7万1800円を支払い、同年5月分の賃金として7万1250円、同年6月分の賃金として7万1000円、同年7月分の賃金として7万5000円、同年8月分の賃金として5万7000円、同年9月分の賃金として7万2000円、同年10月分の賃金として8万2000円、同年11月分の賃金として6万3000円、同年12月分の賃金として8万3500円、平成16年1月分の賃金として6万4500円、同年2月分の賃金として6万3000円、同年3月分の賃金として8万3250円の合計78万5500円を支払い、同年4月分の賃金として8万1000円、同年5月分の賃金として6万5250円、同年6月分の賃金として5万3250円、同年7月分の賃金として7万7250円、同年8月分の賃金として6万1500円、同年9月分の賃金として7万1300円、同年10月分の賃金として8万3250円、同年11月分の賃金として8万1000円、同年12月分の賃金として7万5000円、平成17年1月分の賃金として6万7000円、同年2月分の賃金として6万9000円、同年3月分の賃金として7万5000円の合計85万9800円を支払い、同年4月分の賃金として7万円、同年5月分の賃金として6万4000円、同年6月分の賃金として5万7000円、同年7月分の賃金として5万5500円、同年8月分

の9万円、同年9月分の賃金として8万7000円、同年10月分の賃金として6万7500円、同年11月分の賃金として8万円、同年12月分の賃金として5万6000円、平成18年1月分の賃金として6万7250円、同年2月分の賃金として7万2000円、同年3月分の賃金として7万2000円の合計85万9800円を支払った（乙Dヌ1, 3の1ないし12, 4の1ないし12, 5の1ないし11, 6）。

なお、上記支払のうち、平成15年6月分の875円、平成15年10月分、平成17年4月分及び同年5月分の各1000円、平成15年12月分の250円、平成16年9月分、平成17年11月分及び同年12月分の各500円、平成16年12月分の1875円が、それぞれ積算書の賃金額を超えており（乙Dヌ8の1・2・8・9, 9の6・9, 10の2・6・8）、平成16年5月分の2万1000円、同年6月分の2万1500円、同年11月分の1万7625円が、それぞれ積算書の賃金額の誤計算により過払いとなっているが、上記のとおり、それぞれ実際に支払ったことが認められる。

b また、中村議員は、平成15年4月14日から同月25日までの間（土日を除く。）、賃金を1日8000円として、中嶋嗣之を雇用し、同人に対し、同月30日にその賃金として8万円を支払った（乙Dヌ2, 7）。

c そして、上記ア)の按分割合（4分の1）のとおり、中村議員が、上記人件費につき、平成15年4月に3万7950円（＝〔7万1800円＋8万円〕×1／4）、平成15年度（同年4月を除く。）に19万6375円（＝78万5500円×1／4）、平成16年度に21万4950円（＝85万9800円×1／4）、平成17年度に20万9563円（＝83万8250円×1／4）をそれぞれ超えて政務調査

費を支出したことは違法である。

この点、原告らは、西山悦子の雇用契約書（乙Dヌ1）が、正月付けであること、西山悦子の自署がないことから、同人に労働の事実はなかったと主張する。しかし、西山悦子は、雇用契約書に押印したこと、賃金受領の領収書を作成したこと、西山悦子の労働時間の積算書が作成されたことから（乙Dヌ1、3の1ないし12、4の1ないし12、5の1ないし11、6）、原告らの上記主張は採用できない。

また、原告らは、被用者が雇用期間終了後に賃金を受領することはあり得ないから、中嶋嗣之に対する賃金の支払の事実はなかったと主張する。しかし、平成15年4月25日（金）に雇用期間の終了した者が、同月30日（水）に賃金を受領することが不自然であるとはいえないから、原告らの上記主張は採用できない。

さらに、原告らは、中村議員が被用者を複数雇用する必要性はなかったと主張する。しかし、中村議員が被用者を複数雇用し、賃金を支払ったことは、事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の程度で、議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費として社会通念上相当であるから、原告らの上記主張は採用できない。

エ まとめ

(ア) 中村議員は、事務費として、平成16年度に28万9207円、平成17年度に8万9420円の政務調査費を支出したところ（別紙1）、そのうち、平成16年度に支出許容額合計14万4511円（＝2万9198円＋4万2345円＋509円＋7万2459円）を超える14万4696円、平成17年度に支出許容額合計6万3878円（＝1万9165円＋3230円＋4万1483円）を超える2万5542円を支出した部分は違法である。

(イ) 中村議員は、人件費として、平成15年4月に15万1800円、平

成15年度(同年4月を除く。)に71万4500円,平成16年度に85万9800円;平成17年度に83万8250円の政務調査費を支出したところ(別紙1),そのうち,平成15年4月に支出許容額合計3万7950円を超える11万3850円,平成15年度(同年4月を除く。)に支出許容額合計19万6375円を超える51万8125円,平成16年度に合計21万4950円を超える64万4850円,平成17年度に支出許容額20万9563円を超える62万8687円を支出した部分は違法である。

(ウ) よって,被告は,中村議員に対し,平成15年4月分11万3850円,平成15年度分(同年4月を除く。)51万8125円,平成16年度分合計78万9546円(=14万4696円+64万4850円),平成17年度分合計65万4229円(=2万5542円+62万8687円)の総合計207万5750円の不当利得の返還を請求すべきである。

(23) 長坂隆司議員(以下「長坂議員」という。)

ア 事務所の設置状況等について

長坂議員の政務調査用事務所(和歌山市東高松二丁目9番36号)は,自宅と同一敷地内のビルに設置され,後援会,政治団体「長坂政策研究会」及びテナント「リビングタカマツ」と併設されていた(甲A5の3,乙Bネ3の1,Eネ11)。

イ 事務所費について

(ア) 事務所費の按分割合等について

長坂議員の政務調査用事務所の賃料については,上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるところ,長坂議員は,「長坂政策研究会」の「光熱水費」及び「事務所費」としても,平成16年度に合計67万6629円,平成17年度に合計64万7089円

を支出した（甲ネ7，8）。

したがって、後述する賃料に、上記「長坂政策研究会」の「光熱水費」及び「事務所費」を加えた上で、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

この点、長坂議員は、平成14年度から平成17年度までの間、後援会及び「リビングタカマツ」がほとんど活動していなかったなどと陳述する（乙Eネ11）。しかし、その裏付けはないから、長坂議員の上記陳述は信用できない。

(イ) 事務所の賃料について

長坂議員は、平成15年度ないし平成17年度において、「長坂政策研究会」の名義で、長坂議員の母である長坂艶子から、長坂ビルの一室を賃料月額10万円で賃借し、同人に対し、平成15年4月分ないし平成18年3月分の賃料として毎月末ころに月額10万円を支払った（甲A3，乙Bネ1，2，Eネ11，弁論の全趣旨）。

そして、上記(ア)の按分割合（平成15年度につき4分の1，平成16年度につき67万6629円を加えて4分の1，平成17年度につき64万7089円を加えて4分の1）のとおり、長坂議員が、平成15年4月に2万5000円（ $=10万円 \times 1/4$ ），平成15年度（同年4月を除く。）に27万5000円（ $10万円 \times 11か月 \times 1/4$ ），平成16年度に46万9157円（ $\equiv [10万円 \times 12か月 + 67万6629円] \times 1/4$ ），平成17年度に46万1772円（ $\equiv [10万円 \times 12か月 + 64万7089円] \times 1/4$ ）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、長坂議員は、事務所の賃料の50%を政務調査費から支出していたと陳述するところ（乙Eネ11），原告らは、その陳述を前提とす

れば、「長坂政策研究会」の事務所費は、年額60万円以上となるはずであるが、実際には、平成16年度が34万2655円、平成17年度が32万3698円であったから（甲ネ7、8）、「長坂政策研究会」は賃料を支払っておらず、長坂議員は実際に賃料を支払っていなかったと主張する。しかし、賃貸人である長坂艶子が家賃台帳（乙ネB2）に毎月押印していたから、原告らの上記主張は採用できない。

また、原告らは、事務所の賃借人が「長坂政策研究会」であったから、賃料に政務調査費を支出することは許されないと主張する。しかし、賃借名義が長坂議員でなかったからといって、賃借人としての実体がなかったと認めることはできないから、原告らの上記主張は採用できない。

さらに、原告らは、「リビングタカマツ」が賃料を経費として計上していたから、賃料に政務調査費を支出することは許されないと主張する。しかし、その具体的な根拠はないから、原告らの上記主張は採用できない。

そのほか、原告らは、長坂ビルが、長坂議員の共有する土地にあり（甲ネ5）、長坂議員が経営する長坂タバコ店もあったから（乙Cネ1の3・5・6・9・10・15・18）、長坂議員が支払った政務調査用事務所の賃料は、実質的に長坂議員の利益になっていたと主張する。しかし、長坂ビルは、長坂議員の母が、敷地を共有するとともに建物を所有し（甲ネ5、6）、居住しているところ、別居する親子を経済的に一体と認めることはできないから、原告らの主張は採用できない。

ウ 事務所費について

（ア）事務所費の按分等について

長坂議員の政務調査用事務所の事務所費については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるところ、長坂議員は、「長坂政策研究会」の「備品・消耗品費」としても、平成16年度に7

4万7118円、平成17年度に66万3040円を支出した(甲ネ7, 8)。

したがって、後述する事務用品・備品購入費及び郵便関係費用に、上記「長坂政策研究会」の「備品・消耗品費」を加えた上で、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

また、携帯電話使用料等については、上記アのと通りの事務所の設置状況等及びその汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会、「長坂政策研究会」及び「リビングタカマツ」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ) 事務用品・備品購入費、郵便関係費用について

a 事務用品・備品購入費について

長坂議員は、平成16年6月1日にファイル代1050円(乙Cネ5の1, 弁論の全趣旨)、同月8日にボールペン代315円(乙Cネ5の2, 弁論の全趣旨)、同年7月8日にシャープペンシル代315円(乙Cネ5の3, 弁論の全趣旨)、同年8月21日に領収証用紙代157円(乙Cネ5の4, 弁論の全趣旨)、平成17年1月7日に領収証用紙代471円(乙Cネ5の5)、同年3月18日にスポンジ代105円、ファイル代525円及び年賀状ホルダー代525円(乙Cネ5の6)の合計3463円を支払った。

また、長坂議員は、平成17年4月2日にパソコンのセキュリティソフト代4050円(乙Cネ2の1)、同年5月11日に文具代270円(乙Cネ2の2)、同年6月8日にシャープペンシルの芯代210円(乙Cネ2の3)、同月25日に録音用テープ代720円(乙Cネ2の4, 弁論の全趣旨)、同年7月6日に事務用箋代597円(乙Cネ2の

5), 同月22日にガムテープ代420円(乙Cネ2の6, 弁論の全趣旨), 同月25日に印鑑代360円(乙Cネ2の7), 同年8月4日に筆ペン代629円(乙Cネ2の8), 同月29日に模造紙代150円(乙Cネ2の9), 同年9月21日にシャープペンシルの芯代378円(乙Cネ2の10, 弁論の全趣旨), 同年10月4日に印鑑代367円(乙Cネ2の11), 同日にカメラの電池代398円(乙Cネ2の12), 同年11月19日にコピー用紙代834円(乙Cネ2の13), 同年12月1日にボールペン代206円(乙Cネ2の14), 同月19日に領収証用紙代314円(乙Cネ2の15), 平成18年1月17日にファイル代315円(乙Cネ2の16), 同月24日に「和田紙店」に対して使途不明の294円, 筆ペン代630円及び消しゴム代60円(乙Cネ2の17)の合計1万1202円を支払った。

なお, 平成18年1月24日の「和田紙店」に対する294円の支払(乙Cネ2の17)は, 支払先, 金額及び同時に購入した商品からすれば, 事務用品・備品購入費であると認められる。

b 郵便関係費用について

長坂議員は, 平成16年7月23日に切手代800円(乙Cネ4の1), 同月29日に郵便料金240円(乙Cネ4の2), 同年8月24日にはがき代1500円(乙Cネ4の3), 同年9月22日に切手代1600円(乙Cネ4の4), 同年11月12日に切手代2500円(乙Cネ4の5), 同月15日にはがき代1000円(乙Cネ4の6), 平成17年1月20日に後納郵便料1万4390円(乙Cネ4の7), 平成17年2月21日に後納郵便料1万7290円(乙Cネ4の8), 同年3月15日に郵便料金240円(乙Cネ4の9), 同月17日に郵便料金140円(乙Cネ4の10)の合計3万9700円を支払った。

また, 長坂議員は, 平成17年4月27日に郵便料金240円(乙

Cネ1の1), 同年6月8日に郵便料金390円及び切手代1600円
(乙Cネ1の2), 同月20日に切手代50円(乙Cネ1の3), 同月
27日に郵便料金240円(乙Cネ1の4), 同年7月21日に切手代
1000円(乙Cネ1の5), 同年8月4日に切手代1万6320円及
びはがき代1500円(乙Cネ1の6), 同月8日に郵便料金140円
(乙Cネ1の7), 同年9月21日に郵便料金1170円(乙Cネ1の
8), 同月27日に切手代400円(乙Cネ1の9), 同年11月8日
にはがき代1000円(乙Cネ1の10), 同月22日に郵便料金24
0円(乙Cネ1の11), 同月25日に郵便料金390円(乙Cネ1の
12), 同年12月7日に郵便料金140円及び切手代420円(乙C
ネ1の13), 同月14日に郵便料金390円(乙Cネ1の14), 同
月16日に切手代1610円(乙Cネ1の15), 同月19日に切手代
240円(乙Cネ1の16), 同月30日に郵便料金200円(乙Cネ
1の17), 平成18年1月23日に切手代1600円(乙Cネ1の1
8)の合計2万9280円を支払った。

なお, 平成16年7月23日の切手代, 同年9月22日の切手代,
同年11月15日のはがき代, 平成17年6月20日の切手代, 同年
7月21日のはがき代, 同年8月4日の切手代及びはがき代, 同年9
月27日の切手代, 同年11月8日のはがき代, 同年12月16日の
切手代, 平成18年1月23日の切手代は, 長坂議員が経営する長坂
タバコ店又は長坂議員が販売したものであるが(乙Cネ1の3・5・
9・10・15・18, 4の1・4・6), その代金額, 切手及びはが
きの性質からすれば, 長坂議員がその利益を図ったものとは認められ
ない。

この点, 原告らは, 平成17年1月20日及び同年2月21日の後
納郵便料は, 「長坂政策研究会代表 長坂隆司」名義で支払われたから

(乙Cネ4の7・8),「長坂政策研究会」の経費であると主張する。

しかし、上記後納郵便料の使途を認める証拠はないから、原告らの上記主張は採用できない。

c まとめ

上記(ア)の按分割合(平成16年度につき74万7118円を加えて4分の1,平成17年度につき66万3040円を加えて4分の1)のとおり、長坂議員が、上記事務用品・備品購入費及び郵便関係費用につき、平成16年度に19万7570円($\div [3463円 + 3万9700円 + 74万7118円] \times 1/4$),平成17年度に17万5881円($\div [1万1202円 + 2万9280円 + 66万3040円] \times 1/4$)を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ) 携帯電話使用料等について

長坂議員は、携帯電話の使用料として、平成16年4月分の1万2577円,同年5月分の1万2583円,同年6月分の1万3957円,同年7月分の1万1389円,同年8月分の1万1967円,同年9月分の1万0211円,同年10月分の9999円,同年11月分の1万1149円,同年12月分の1万4012円,平成17年1月分の1万1363円,同年2月分の1万0211円,同年3月分の1万0260円の合計13万9678円を支払い,同年4月分の1万1244円,同年5月分の1万1871円,同年6月分の1万2517円,同年7月分の1万1938円,同年8月分の1万4879円,同年9月分の2万4049円,同年10月分の2万9400円,同年11月分の2万8215円,同年12月分の3万4004円,平成18年1月分の2万5035円,同年2月分の2万2437円,同年3月分の2万3872円の合計24万9461円を支払った(乙Cネ3,6の1・2)。

また、長坂議員は、平成16年11月25日、携帯電話の機種変更代

1万6800円を支払った（乙Cネ7）。

そして、上記（ア）の按分割合（5分の1）のとおり、長坂議員が、上記携帯電話使用料等につき、平成16年度に3万1296円（ $\equiv [13万9678円 + 1万6800円] \times 1/5$ ）、平成17年度に4万9892円（ $\equiv 24万9461円 \times 1/5$ ）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

エ 人件費について

（ア） 人件費の按分等について

長坂議員の政務調査用事務所の人件費については、上記アのとおり他のものが併設された事務所で雇用されたものであるから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

なお、長坂議員は、「長坂政策研究会」の「人件費」として、平成16年度に133万6703円、平成17年度に133万9118円を支出したところ（甲ネ7、8）、後述するとおり、業務内容を調査研究の補助として支払われた賃金以外の賃金も支払われていた事実が別途認められるから、上記「長坂政策研究会」の「人件費」としての支出は考慮しない。

（イ） 人件費の支出等について

- a 長坂議員は、平成15年6月1日から平成18年3月31日までの間において、勤務場所を長坂議員の政務調査用事務所、業務内容を調査研究の補助、賃金を月額5万円として、片山晴美を雇用し、同人に対し、平成15年7月分ないし平成18年3月分の賃金として月額5万円を支払った（乙Dネ1、2、8の1ないし4）。また、同人に対しては、別途、平成15年7月分ないし平成18年3月分の賃金として月額10万円（所得税、社会保険料等を含む。）が支払われていた（乙

Dネ9の1ないし4)。

- b 長坂議員は、平成16年1月1日から平成18年3月31日までの間において、勤務場所を長坂議員の政務調査用事務所、業務内容を調査研究の補助、賃金を月額5万円として、藤田良孝を雇用し、同人に対し、平成16年1月分ないし平成18年3月分の賃金として月額5万円を支払った(乙Dネ3, 4, 10の1ないし3)。また、同人に対しては、別途、平成16年1月分ないし平成18年3月分の賃金として月額10万円が支払われていた(乙Dネ11の1ないし3)。
- c 長坂議員は、平成15年4月1日から同年5月31日までの間において、勤務場所を長坂議員の政務調査用事務所、業務内容を調査研究の補助、賃金を月額5万円として、竹中珠穂(榊見珠穂と同一人物)を雇用し、同人に対し、平成15年4月分及び同年5月分の賃金として月額5万円を支払った。また、同人に対しては、別途、平成15年4月分及び同年5月分の賃金として月額10万円が支払われていた(乙Dネ5, 12)。
- d 長坂議員は、平成15年4月1日から同年6月30日までの間において、勤務場所を長坂議員の政務調査用事務所、業務内容を調査研究の補助、賃金を月額10万円として、出口功を雇用し、同人に対し、平成15年4月分ないし同年6月分の賃金として月額10万円を支払った(乙Dネ6, 13)。また、同人に対しては、別途、平成15年4月分ないし同年6月分の賃金として月額10万円が支払われていた(乙Dネ14)。
- e 長坂議員は、平成15年6月1日から同年12月31日までの間において、勤務場所を長坂議員の政務調査用事務所、業務内容を調査研究の補助、賃金を月額5万円として、衣川直之を雇用し、同人に対し、平成15年6月分ないし同年12月分の賃金として月額5万円を支払

った。また、同人に対しては、別途、平成15年6月分ないし同年12月分の賃金として月額5万円が支払われていた（乙Dネ7, 15）。
f. そして、上記ア)の按分割合（4分の1）のとおり、長坂議員が、上記人件費につき、平成15年4月に8万7500円（＝〔15万円＋20万円〕×1／4）、平成15年度（同年4月を除く。）に76万2500円（＝〔15万円＋20万円×2か月＋10万円×7か月＋15万円×9か月＋15万円×3か月〕×1／4）、平成16年度に90万円（＝〔15万円×12か月＋15万円×12か月〕×1／4）、平成17年度に90万円（＝〔15万円×12か月＋15万円×12か月〕×1／4）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ) 原告らの主張について

原告らは、片山晴美、藤田良孝及び出口功の業務内容を調査研究の補助として支払われた賃金について、それ以外の賃金の支払と異なり、社会保険料及び所得税等が控除されていなかったから（乙Dネ8の1ないし4, 9の1ないし4, 13, 14, 10の1ないし3, 11の1ないし3, 弁論の全趣旨）、実際には支払われていなかったと主張する。しかし、社会保険料及び所得税等の控除がされていなかったからといって、勤務実体がなかったと認めることはできないから、原告らの上記主張は採用できない。

また、原告らは、長坂議員が被用者を複数雇用する必要性はなかったと主張する。しかし、上記人件費は、事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の程度で、議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費として社会通念上相当であるから、原告らの上記主張は採用できない。

オ まとめ

(ア) 長坂議員は、事務所費として、平成15年4月に5万円、平成15年度(同年4月を除く。)に55万円、平成16年度及び平成17年度に各60万円の政務調査費を支出したところ(別紙1)、そのうち、平成15年4月に支出許容額合計2万5000円を超える2万5000円、平成15年度(同年4月を除く。)に支出許容額合計27万5000円を超える27万5000円、平成16年度に支出許容額合計46万9157円を超える13万0843円、平成17年度に支出許容額合計46万1772円を超える13万8228円を支出した部分は違法である。

(イ) 長坂議員は、事務費として、平成16年度に10万7572円、平成17年度に5万9570円の政務調査費を支出したところ(別紙1)、いずれも支出許容額(平成16年度につき、合計22万8866円[=19万7570円+3万1296円]。平成17年度につき、合計22万5773円[=17万5881円+4万9892円])を超える違法支出はない。

(ウ) 長坂議員は、人件費として、平成15年4月に14万9602円、平成15年度(同年4月を除く。)に84万4092円、平成16年度に118万9775円、平成17年度に120万円の政務調査費を支出したところ(別紙1)、そのうち、平成15年4月に支出許容額8万7500円を超える6万2102円、平成15年度(同年4月を除く。)に支出許容額76万2500円を超える8万1592円、平成16年度に支出許容額90万円を超える28万9775円、平成17年度に支出許容額90万円を超える30万円を支出した部分は違法である。

(エ) よって、被告は、長坂議員に対し、平成15年4月分合計8万7102円(=2万5000円+6万2102円)、平成15年度分(同年4月を除く。)合計35万6592円(=27万5000円+8万1592円)、平成16年度分合計42万0618円(=13万0843円+28万9

775円),平成17年度分合計43万8228円(=13万8228円+30万円)の総合計163万3469円の不当利得の返還を請求するべきである。

(24) 新島雄議員 (以下「新島議員」という。)

ア 事務所の設置状況等について

新島議員の政務調査用事務所(和歌山市古尾158-3)は,自宅に設置されており,「自由民主党和歌山県和歌山市第三支部」及び政治団体「雄新会」と併設されていた(甲A5の2・3,乙Eノ1)。

イ 事務費について

(ア) 事務費の按分割合等について

新島議員の政務調査用事務所のデータ整理委託料については,新島議員が,住民から集めた意見や要望等を管理し,議員活動に反映するためのデータ整理を外部に委託した費用であると陳述しているところ(乙Eノ1),その陳述は合理的で信用できるから,按分して政務調査費を支出する必要は認められない。

また,事務用品・備品購入費(インスタントカメラ代を除く。),プリンター代及び輪転機リース料については,上記アのとおり他のものが併設された事務所で使用されたから,社会通念上相当な按分割合として,その3分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

さらに,携帯電話使用料及びインスタントカメラ代については,その汎用性の高さを考慮すれば,調査研究以外に,「自由民主党和歌山県和歌山市第三支部」及び「雄新会」の各活動や,私的にも利用されていたと認められるから,社会通念上相当な按分割合として,その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点,新島議員は,「自由民主党和歌山県和歌山市第三支部」が,会費徴収程度しか活動しておらず,その事務費はなかったし,「雄新会」が,

政治資金受入れのための団体で、その活動に係る事務費に政務調査費を支出した事実はないと陳述するが（乙Eノ1）、その裏付けはないから、信用できない。

また、新島議員は、携帯電話を調査研究以外に利用することはほとんどなかったと陳述するが（乙Eノ1）、その裏付けはないから、信用できない。

他方、原告らは、データ整理委託料につき、調査研究の内容が明らかでないから、政務調査費を支出することは許されないと主張する。しかし、上記に説示したところに加え、政治活動の自由の性質にかんがみれば、調査研究の内容を詳細に明らかにしないからといって、政務調査費の支出を違法とするのは相当でないから、原告らの上記主張は採用できない。

（イ） データ整理委託料について

新島議員は、調査研究に関するデータ処理の委託料として、平成16年12月6日に「有限会社パッシュ」に対し2万9400円（乙Cノ6の1、9）、同月20日に「株式会社福本経営研究所」に対し9450円（乙Cノ6の2）の合計3万8850円を支払った。

なお、「株式会社福本経営研究所」への支払について、「株式会社福本経営研究所」の作成に係る確認書（乙Cノ10）には、「政治活動に必要なデータ処理」のための費用と記載されているが、調査研究と政治活動を区別したものとは認められない。

そして、新島議員が、上記データ整理委託料につき、平成16年度に3万8850円を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

（ウ） 事務用品・備品購入費について

a 新島議員は、平成15年12月22日に機器消耗品代3013円（乙Cノ4の14）、平成16年4月29日に事務用品代462円（乙Cノ

4の2), 同年7月28日に文具又は事務機器類代1万4864円(乙Cノ4の3), 同年10月12日にインクリボン代680円, 「セルフオプション」代350円及び管球代368円(乙Cノ4の4), 同月17日にトイレットペーパー代398円, ペーパーカップ代256円, ペーパーボール代198円, セロハンテープ代88円及びコピー用紙代496円(乙Cノ4の5), 同月22日に和歌山リコー株式会社に対して6300円(乙Cノ4の6), 同月23日にコピー用紙代414円(乙Cノ4の7), 同月26日に文具又は事務機器類代2370円(乙Cノ4の8), 同年11月5日に印章用品代及び金封のし代の合計808円(乙Cノ4の9), 同月11日に蛍光灯, 電球及び点灯管代の合計2422円(乙Cノ4の10), 同月24日に文具又は事務機器類代2110円(乙Cノ4の11), 同月29日に筆記具代及び事務用品代の合計913円(乙Cノ4の12), 同年12月9日に「パッケージプラザモリモト」に対して1437円(乙Cノ4の13), 平成17年1月27日に文具又は事務機器類代1万9818円(乙Cノ4の15), 同年2月13日にインクリボン代2040円(乙Cノ4の16), 同月15日に機器消耗品代3570円(乙Cノ4の17), 同月22日に事務用品代及び金封代の合計1944円(乙Cノ4の18), 同月24日にカットベニア代88円(乙Cノ4の19)の合計6万5407円を支払った。

また, 新島議員は, 平成17年4月1日に紙製品代315円(乙Cノ4の1), 同年6月16日に「和歌山県職員労働組合県庁支部売店」に対して252円(乙Cノ1の1), 同月17日に「パッケージプラザモリモト」に対して5879円(乙Cノ1の2), 同月21日に文具又は事務機器類代1万4998円(乙Cノ1の3), 同年7月2日にプリンターのインク代3700円, 蛍光灯代410円, コード類代544

円及び電球代196円(乙Cノ1の4), 同月11日にヘルメット代1980円(乙Cノ1の5), 同月17日にホース代4560円(乙Cノ1の6), 同年8月3日に文具又は事務機器類代2万8569円(乙Cノ1の7), 同年9月8日に文具又は事務機器類代2万9350円(乙Cノ1の8), 同年10月8日に文具又は事務機器類代1万7720円(乙Cノ1の9), 同年11月5日にコピー用紙代1040円(乙Cノ1の10), 同年12月16日にコピー用紙代1240円及びインクジェットラベル代1498円(乙Cノ1の11), 同月17日に文具又は事務機器類代2万1282円(乙Cノ1の12), 平成18年1月3日にコピー用紙代894円(乙Cノ1の13), 同年2月7日に文具又は事務機器類代2万9951円(乙Cノ1の14)の合計16万4378円を支払った。

なお, 平成16年10月22日の和歌山リコー株式会社に対する6300円(乙Cノ4の6)は, 支払先からすれば, 事務機器関係費用であり, 平成16年12月9日の「パッケージプラザモリモト」に対する1437円(乙Cノ4の13), 平成17年6月17日の「パッケージプラザモリモト」に対する5879円(乙Cノ1の2)は, 支払先である「パッケージプラザモリモト」が紙製品やパッケージ販売店であること(弁論の全趣旨)や金額からすれば, 紙製品又はパッケージ類の代金であると認められる。

- b しかし, 上記支出のうち, 平成15年12月22日の機器消耗品代3013円(乙Cノ4の14)は, 平成15年度の支払であり, 平成16年度又は平成17年度の議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから, 政務調査費を支出することは許されない。

また, 平成16年10月12日の「セルフオプション」代350円

(乙Cノ4の4)は、電動歯ブラシの交換用替ブラシであると認められ、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから、政務調査費を支出することは許されない。

さらに、平成16年11月5日及び平成17年2月22日の金封のし代各294円(乙Cノ4の9・18)、平成17年7月17日のホース代4560円(乙Cノ1の6)は、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから、政務調査費を支出することは許されない。

- c. そして、上記(ア)の按分割合(3分の1)のとおり、新島議員が、上記事務用品・備品購入費につき、平成16年度に2万0485円(≡ $[6万5407円 - 3013円 - 350円 - 294円 - 294円] \times 1/3$)、平成17年度に5万3273円(≡ $[16万4378円 - 4560円] \times 1/3$)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、平成17年7月2日のプリンターのインク代等の領収証(乙Cノ1の4)の宛名が「ニイジマユミコ」と記載されているから、調査研究のためのものではないと主張する。しかし、「ニイジマユミコ」は新島議員の親族であると認められるし、領収証の宛名をもって、目的物の用途を認めることはできない。したがって、原告らの上記主張は採用できない。

また、原告らは、ヘルメット(乙Cノ1の5)、トイレットペーパー、ペーパーカップ及びペーパーボール(乙Cノ4の5)、蛍光灯及び点灯管(乙Cノ4の10)、並びにカットベニア(乙Cノ4の19)が、調査研究に直接必要なものではないと主張するが、これらの購入費は、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから、採用できない。

(エ) プリンター代について

新島議員は、平成17年2月13日にプリンター代9980円を支払った(乙Cノ7)。

そして、上記(ア)の按分割合(3分の1)のとおり、新島議員が、上記プリンター代につき、平成16年度に3327円($\div 9980 \text{円} \times 1/3$)を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(オ) 輪転機リース料について

新島議員は、平成16年4月分ないし平成18年3月分の輪転機リース代として月額1万8480円を支払った(乙Cノ3の1ないし12, 8の1ないし12)。

そして、上記(ア)の按分割合(3分の1)のとおり、新島議員が、上記輪転機リース料につき、平成16年度及び平成17年度に各7万3920円($= 1 \text{万} 8480 \text{円} \times 12 \text{か月} \times 1/3$)を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、輪転機で作成したものが、調査研究に必要なものではなかったと主張する。しかし、具体的な根拠はないし、上記輪転機リース料は、事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから、原告らの上記主張は採用できない。

(カ) 携帯電話使用料について

新島議員は、携帯電話(090-2383-2729)の使用料として、平成16年4月分ないし平成17年3月分の合計6万1869円、同年4月分ないし平成18年3月分の合計6万1202円を支払った(乙Cノ2, 5)。

そして、上記(ア)の按分割合(4分の1)のとおり、新島議員が、上記携帯電話使用料につき、平成16年度に1万5467円($\div 6 \text{万} 186$

9円×1/4), 平成17年度に1万5301円(=6万1202円×1/4)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点, 原告らは, 「ドコモ料金支払内訳書」の「記事」欄には「一括請求によるお支払い」との記載があるから(乙Cノ2, 5), 数台分の使用料であると主張する。しかし, 同書面に表示された電話使用料は, 「事前案内書兼領収証」の「電話番号毎のご請求内訳をご確認ください」との記載(乙Cケ5の1ないし10)がいう電話番号毎の電話使用料, すなわち, 上記携帯電話番号のみの使用料であると認められるから(乙Cケ15, 16), 原告らの上記主張は採用できない。

(キ) インスタントカメラ代について

新島議員は, 平成18年3月30日にインスタントカメラ代780円(乙Cノ1の15)を支払った。

そして, 上記(ア)の按分割合(4分の1)のとおり, 新島議員が, 上記インスタントカメラ代につき, 平成17年度に195円(=780円×1/4)を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ まとめ

(ア) 新島議員は, 事務費として, 平成16年度に16万4322円, 平成17年度に44万7807円の政務調査費を支出したところ(別紙1), そのうち, 平成16年度に支出許容額合計15万2049円(=3万8850円+2万0485円+3327円+7万3920円+1万5467円)を超える1万2273円, 平成17年度に支出許容額合計14万2689円(=5万3273円+7万3920円+1万5301円+195円)を超える30万5118円を支出した部分は違法である。

(イ) よって, 被告は, 新島議員に対し, 平成16年度分1万2273円, 平成17年度分30万5118円の合計31万7391円の不当利得の返還を請求するべきである。

(25) 補助参加人新田

ア 事務所の設置状況等について

補助参加人新田の政務調査用事務所(和歌山市岩橋1690の13)は、自宅に設置され、政治団体「和積会」と併設されていた(甲A5の3, 丙Eハ1, 弁論の全趣旨)。

なお、補助参加人新田の後援会は、和歌山市岩橋1474-1に設置されていた(甲A5の3)。

イ 事務費について

(ア) 事務費の按分等について

補助参加人新田の政務調査用事務所の事務用品・備品購入費(携帯電話機代及びデジタルカメラ代を除く。)及び郵便料金については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また、固定電話使用料及びインターネット使用料については、上記アのと通りの事務所の設置状況等を考慮すれば、調査研究以外に、「和積会」の活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

そして、携帯電話使用料、携帯電話機代及びデジタルカメラ代については、上記アのと通りの事務所の設置状況等及びその汎用性を考慮すれば、調査研究以外に、「和積会」及び後援会の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、補助参加人新田は、選挙のなかった平成16年度及び平成17年度において、「和積会」の活動実体はなかった、携帯電話及びインタ

ーネットを調査研究以外に全く利用しなかった、固定電話使用料を調査研究に7割も利用したと陳述するが(丙Eハ1),その裏付けはないから、補助参加人新田の上記陳述は信用できない。

(イ) 事務用品・備品購入費について

a 補助参加人新田は、平成16年4月23日に「文房創庫オーヤマ」に対して757円(丙Cハ94),同月28日に「徳美堂印舗」に対して8500円(丙Cハ95),同年6月1日に「文房創庫オーヤマ」に対して390円(丙Cハ97),同年7月6日に筆記具代472円(丙Cハ98),同月10日に筆記具代282円(丙Cハ99),同年12月18日にパソコンマウス代3800円(丙Cハ100),平成17年1月4日に「文房創庫オーヤマ」に対して事務用品代160円及び紙製品代336円(丙Cハ101,102),同月21日に880円(丙Cハ104),同月22日に「ケーズデンキ」に対して8万0400円(丙Cハ103),同月25日に「文房創庫オーヤマ」に対して1734円(丙Cハ105),同月31日に「文房創庫オーヤマ」に対して紙製品代708円(丙Cハ106),同年2月14日に「文房創庫オーヤマ」に対して4675円(丙Cハ107),同年3月3日に「文房創庫オーヤマ」に対して3570円(丙Cハ108),同月30日に「有限会社ナカスヂ事務器」に対して6615円(丙Cハ109),同月31日に「有限会社ナカスヂ事務器」に対して5万2290円(丙Cハ110)の合計16万5569円を支払った。

また、補助参加人新田は、平成17年5月22日に「文房創庫オーヤマ」に対して1257円(丙Cハ39),同年6月29日に「文房創庫オーヤマ」に対して2313円(丙Cハ40),同年7月14日に「文房創庫オーヤマ」に対して472円(丙Cハ41),同年8月26日に「文房創庫オーヤマ」に対して4675円(丙Cハ42),同年10月

19日に「文房創庫オーヤマ」に対して754円(丙Cハ43), 同月31日に「文房創庫オーヤマ」に対して1743円(丙Cハ44), 同年11月2日に「パソコンのアプライド」に対してパソコン代18万9800円, 「PIXUSMP170」代1万7800円, 「ヴァリオシーナ カジュアルバッグ」代3980円及びパソコンの保証料5500円(丙Cハ45), 同月6日に「岡文具店」に対して1990円(丙Cハ46), 同月17日に「徳美堂印舗」に対して3000円(丙Cハ47), 同年12月22日に「文房創庫オーヤマ」に対して2146円(丙Cハ48), 同日に「文房創庫オーヤマ」に対して504円(丙Cハ49), 同月25日にインクカートリッジ代2016円(丙Cハ50), 平成18年2月16日に「文房創庫オーヤマ」に対して586円(丙Cハ51), 同月24日に「文房創庫オーヤマ」に対して879円(丙Cハ52), 同年3月2日に「ケースデンキ」に対して2520円(丙Cハ53), 同月6日にノートパソコン代19万3880円(丙Cハ54), 同月24日に「文房創庫オーヤマ」に対して4290円(丙Cハ56)の合計44万0105円を支払った。

- b なお, 平成16年12月18日のパソコンマウス代3800円の領収証は印字が薄く, 判読できない(丙Cハ100)。しかし, 「政務調査費支出票」(丙Cハ100)には「パソコンマウス代」と記載されているところ, 「政務調査費支出票」がおおむね各事務費の支出ごとに領収証等を添付して内容を記載したものであること(丙Cハ1ないし110, 112ないし114)からすれば, そのとおり認められる。

また, 「文房創庫オーヤマ」に対する平成16年4月23日の757円(丙Cハ94), 同年6月1日の390円(丙Cハ97), 平成17年1月4日の事務用品代160円及び紙製品代336円(丙Cハ101, 102), 同月25日の1734円(丙Cハ105), 同月31日

の紙製品代708円(丙Cハ106),同年2月14日の4675円(丙Cハ107),同年3月3日の3570円(丙Cハ108),同年5月22日の1257円(丙Cハ39),同年6月29日の2313円(丙Cハ40),同年7月14日の472円(丙Cハ41),同年8月26日の4675円(丙Cハ42),同年10月19日の754円(丙Cハ43),同月31日の1743円(丙Cハ44),同年12月22日の2146円(丙Cハ48),同日の504円(丙Cハ49),平成18年2月16日の586円(丙Cハ51),同月24日の879円(丙Cハ52),同年3月24日の4290円(丙Cハ56)の各支払,並びに「岡文具店」に対する平成17年11月6日の1990円(丙Cハ46)の支払は,支払先及び支払額からすれば,事務用品又は文具の代金であると認められる。

さらに,「徳美堂印舗」に対する平成16年4月28日の8500円(丙Cハ95),平成17年11月17日の3000円(丙Cハ47)の各支払は,支払先からすれば,印鑑関係費用であると認められる。

そして,「パソコンのアプライド」に対する平成17年11月2日の「PIXUSMP170」代1万7800円及び「ヴァリオシーナ カジュアルバッグ」代3980円(丙Cハ45)の支払は,支払先及び商品名からすれば,プリンター代及びパソコンを持ち運ぶためのバッグ代であると認められる。

そのほか,「有限会社ナカスチ事務器」に対する平成17年3月30日の6615円(丙Cハ109)及び同月31日の5万2290円(丙Cハ110)の各支払は,「有限会社ナカスチ事務器」が「O・A機器 オフィス家具 事務用品」を取り扱っていることや,上記支払額からすれば,事務機器又は事務用品代であったと認められる。

c しかし,上記aの支払のうち,平成17年1月21日の880円(丙

Cハ104)は、支払先や内容が明らかではないことからすれば、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから、政務調査費を支出することは許されない。

また、「ケースデンキ」に対する平成17年1月22日の8万0400円(丙Cハ103)及び平成18年3月2日の2520円(丙Cハ53)の各支払は、内容が明らかでなく、支払先が多様な商品を扱う店であることからすれば、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから、政務調査費を支出することは許されない。

さらに、平成18年3月6日のノートパソコン代19万3880円(丙Cハ54)は、補助参加人新田において、持ち運びが可能なものが必要であったとして、平成17年11月2日にノートパソコンを購入したにもかかわらず(丙Cハ45)、そのわずか4か月後に購入されたものであり、補助参加人新田が陳述するように、平成7年ころに購入したデスクトップ型のパソコンが寿命を迎えたとしても、上記ノートパソコン代は、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから、政務調査費を支出することは許されない。

d そして、上記(ア)の按分割合(2分の1)のとおり、補助参加人新田が、上記事務用品・備品購入費につき、平成16年度に4万2145円(= [16万5569円 - 880円 - 8万0400円] × 1/2)、平成17年度に12万1853円(= [44万0105円 - 2520円 - 19万3880円] × 1/2)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

e 原告らの主張について

(a) 原告らは、平成17年11月2日のノートパソコン代及びその保証料(丙Cハ45)につき、補助参加人新田が既にパソコンを所有

していたから、新しいパソコンを購入する必要はなかったなどと主張する。しかし、補助参加人新田は、デスクトップ型のパソコンを所有していたが、持ち運びが可能なものが必要であったと陳述しているところ（丙Eハ1）、その陳述は具体的であり信用できる。そして、上記ノートパソコン代及びその保証料は、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから、原告らの上記主張は採用できない。

(b) 原告らは、2台目のプリンターが調査研究に係る事務遂行に要する経費として社会通念上相当な範囲を逸脱していると主張する。しかし、2台目のプリンター（丙Cハ45）及び1台目のプリンター用のインク（丙Cハ50）の購入費は、事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから、原告らの上記主張は採用できない。

(c) 原告らは、平成16年12月18日のパソコンマウス（丙Cハ100）及び平成17年11月2日の「ヴァリオシーナ カジュアルバッグ」（丙Cハ45）が、調査研究に直接必要なものではないと主張する。しかし、これらの購入費も、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから、原告らの上記主張は採用できない。

(ウ) 郵便料金について

補助参加人新田は、平成16年6月24日に切手代1800円（丙Cハ92）、同月29日に切手代900円（丙Cハ93）の合計2700円を支払い、平成17年6月10日に郵便料金120円（丙Cハ37）、同年12月22日に郵便料金270円（丙Cハ38）の合計390円を支払った。

そして、上記(ア)の按分割合(2分の1)のとおり、補助参加人新田が、上記郵便料金につき、平成16年度に1350円(=2700円×1/2)、平成17年度に195円(=390円×1/2)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(エ) 固定電話使用料について

補助参加人新田は、固定電話使用料(073-473-3939)として、平成16年5月分の1万1107円、同年6月分の1万9595円、同年7月分の1万3850円、同年8月分の1万3442円、同年9月分の1万4479円、同年10月分の1万3909円、同年11月分の1万2527円、同年12月分の1万2076円、平成17年1月分の1万2023円、同年2月分の1万4341円、同年3月分の1万4374円の合計15万1723円を支払い、同年4月分の1万9270円、同年5月分の2万0234円、同年6月分の1万9213円、同年7月分の2万0339円、同年8月分の1万1943円、同年9月分の2万0927円、同年10月分の1万7657円、同年11月分の1万6601円、同年12月分の1万4634円、平成18年1月分の1万4230円、同年2月分の1万3770円、同年3月分の1万6780円の合計20万5598円を支払い、同年4月分の1万9258円を支払った(丙Cハ13ないし24、69ないし79、113)。

しかし、上記支払のうち、平成18年4月分の固定電話使用料1万9258円(丙Cハ113)は、補助参加人新田が、使用月ではなく、請求月、すなわち、支払月を基準にして、各年度の政務調査費を支出していたことから、平成17年度の政務調査費を支出することは許されない。

そして、上記(ア)の按分割合(3分の1)のとおり、補助参加人新田が、上記固定電話使用料につき、平成16年度に5万0574円(=15万1723円×1/3)、平成17年度に6万853.3円(=20万559

8円×1/3)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(オ) インターネット使用料について

補助参加人新田は、インターネット使用料として、平成16年4月分ないし同年8月分の各6,562円、同年9月分の6,263円、同年10月分ないし平成17年3月分の各5,110円の合計6万9,733円を支払い、同年4月分ないし平成18年3月分の各5,110円の合計6万1,320円を支払い、平成18年4月分の5,110円を支払った(丙Cハ25ないし36, 80ないし91, 114)。

しかし、上記支払のうち、平成18年4月分のインターネット使用料5,110円(丙Cハ114)は、補助参加人新田が、使用月ではなく、請求月、すなわち、支払月を基準にして、各年度の政務調査費を支出していたことから、平成17年度の政務調査費を支出することは許されない。

そして、上記(ア)の按分割合(3分の1)のとおり、補助参加人新田が、上記インターネット使用料につき、平成16年度に2万3,244円(=6万9,733円×1/3)、平成17年度に2万0,440円(=6万1,320円×1/3)をそれぞれ超えて政務調査費を支出したことは違法である。

(カ) 携帯電話使用料について

補助参加人新田は、携帯電話使用料(090-8756-2856)として、平成16年4月分の5,250円、同年5月分の5,197円、同年6月分の1万2,168円、同年7月分の8,394円、同年8月分の6,545円、同年9月分の5,384円、同年10月分の8,550円、同年11月分の5,588円、同年12月分の6,104円、平成17年1月分の6,039円、同年2月分の7,389円、同年3月分の1万2,192円

の合計8万8800円を支払い、同年4月分の8011円、同年5月分の7224円、同年6月分の8821円、同年7月分の8102円、同年8月分の7657円、同年9月分の6519円、同年10月分の7253円、同年11月分の3639円、同年12月分の8685円、平成18年1月分の7399円、同年2月分の5723円、同年3月分の7573円の合計8万6606円を支払い、同年4月分の3917円を支払った（丙Cハ1ないし12，57ないし68，112）。

しかし、上記支払のうち、平成18年4月分の携帯電話使用料3917円（丙Cハ112）は、補助参加人新田が、使用月ではなく、請求月、すなわち、支払月を基準にして、各年度の政務調査費を支出していたことから、平成17年度の政務調査費を支出することは許されない。

そして、上記(ア)の按分割合（4分の1）のとおり、補助参加人新田が、上記携帯電話使用料につき、平成16年度に2万2200円（＝8万8800円×1／4）、平成17年度に2万1652円（＝8万6606円×1／4）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(キ) 携帯電話機代について

補助参加人新田は、平成16年5月30日に携帯電話機代1万9530円を支払った（丙Cハ96）。

そして、上記(ア)の按分割合（4分の1）のとおり、補助参加人新田が、上記携帯電話代につき、平成16年度に4883円（＝1万9530円×1／4）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ク) デジタルカメラ代について

補助参加人新田は、平成18年3月21日にデジタルカメラ代3万7600円を支払った（丙Cハ55）。

そして、上記(ア)の按分割合（4分の1）のとおり、補助参加人新田が、上記携帯電話代につき、平成17年度に9400円（＝3万7600円

× 1 / 4) を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ まとめ

(ア) 補助参加人新田は、事務費として、平成 16 年度に 45 万 2 5 3 7 円、平成 17 年度に 76 万 9 9 3 8 円の政務調査費を支出したところ (別紙 1)、そのうち、平成 16 年度に支出許容額合計 14 万 4 3 9 6 円 (= 4 万 2 1 4 5 円 + 1 3 5 0 円 + 5 0 5 7 4 円 + 2 万 3 2 4 4 円 + 2 万 2 2 0 0 円) を超える 30 万 8 1 4 1 円、平成 17 年度に支出許容額合計 24 万 2 0 7 3 円 (12 万 1 8 5 3 円 + 1 9 5 円 + 6 万 8 5 3 3 円 + 2 万 0 4 4 0 円 + 2 万 1 6 5 2 円 + 9 4 0 0 円) を超える 52 万 7 8 6 5 円を支出した部分は違法である。

(イ) よって、被告は、補助参加人新田に対し、平成 16 年度分 30 万 8 1 4 1 円、平成 17 年度分 52 万 7 8 6 5 円の合計 83 万 6 0 0 6 円の不当利得の返還を請求するべきである。

(26) 野見山海議員 (以下「野見山議員」という。)

ア 事務所の設置状況等について

野見山議員の政務調査用事務所 (和歌山県田辺市下万呂 9 4 5 - 4 2) は、自宅に設置され、後援会、「社会民主党和歌山県田辺支部」及び政治団体「あつみ会」と併設されていた (甲 A 5 の 2・3、乙 E ヒ 2)。

この点、野見山議員は、後援会が政務調査用事務所とは別に経費を支出していたこと、「社会民主党和歌山県田辺支部」の活動が社会民主党の和歌山県本部で行われていたこと、「あつみ会」が資金管理団体であり、活動実体はなかったことを陳述する (乙 E ヒ 2)。しかし、その裏付けはないから、野見山議員の上記陳述は採用できない。

イ 事務費について

(ア) 事務費の按分等について

野見山議員の政務調査用事務所の事務用品・備品購入費、OA 機器等

代及び郵便関係費については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また、固定電話使用料、携帯電話使用料及びガソリン代については、調査研究以外に、後援会、「社会民主党和歌山県田辺支部」及び「あつみ会」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、野見山議員は、固定電話及び携帯電話を調査研究以外に利用することはほとんどなかったと陳述するが(乙Eヒ2)、その裏付けはないから、信用できない。

(イ) 事務用品・備品購入費について

野見山議員は、平成16年4月14日にコピー関係費3万7800円(乙Cヒ7の1, Eヒ1), 同月15日に名刺代3885円(乙Cヒ7の2, Eヒ1, 2), 同年5月7日にポラロイドカメラのフィルム代8778円(乙Cヒ7の3, Eヒ1, 2, 弁論の全趣旨), 同年10月1日に「寒川紙店」に対して1万7345円(乙Cヒ7の4), 同月26日にポラロイドカメラのフィルム代6468円(乙Cヒ7の5, Eヒ1, 2, 弁論の全趣旨), 平成17年1月26日に名刺代7500円(乙Cヒ7の6, Eヒ1, 2), 同年3月10日に名刺代9700円(乙Cヒ7の7, Eヒ1, 2)の合計9万1476円を支払った。

また、野見山議員は、平成17年4月9日にポラロイドカメラのフィルム代9139円(乙Cヒ2の1, Eヒ1, 2, 弁論の全趣旨), 同月27日に印鑑代4000円(乙Cヒ2の2, Eヒ1), 同年8月1日に事務用品代1万1050円(乙Cヒ2の3, Eヒ1), 同年9月29日にポラロイドカメラのフィルム代1764円(乙Cヒ2の4, Eヒ1, 2, 弁

論の全趣旨), 同年10月7日にスクリーン代1万4865円(乙Cヒ2の5, Eヒ1), 同年11月21日に地図代3万5175円(乙Cヒ2の6, Eヒ1, 2), 同年12月16日にポラロイドカメラのフィルム代3940円(乙Cヒ2の7, Eヒ1, 2, 弁論の全趣旨), 平成18年2月27日にトナー代5万2140円(乙Cヒ2の8, Eヒ2)の合計13万2073円を支払った。

なお, 平成16年10月1日の「寒川紙店」に対する1万7345円(乙Cヒ7の4)は, 野見山議員が, 用紙代であると陳述しているところ(乙Eヒ2), 支払先からすれば, そのとおり認められる。

そして, 上記(ア)の按分割合(4分の1)のとおりに, 野見山議員が, 事務用品・備品購入費につき, 平成16年度に2万2869円(=9万1476円 $\times$ 1/4), 平成17年度に3万3018円(=13万2073円 $\times$ 1/4)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

なお, 原告らは, ポラロイドカメラのフィルム(乙Cヒ2の1・4・7, 7の3・5), 印鑑(乙Cヒ2の2), スクリーン(乙Cヒ2の5), 地図(乙Cヒ2の6), 及び名刺(乙Cヒ7の2・6・7)が, 調査研究に直接必要なものではないと主張する。しかし, これらの購入費は, 議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから, 原告らの上記主張は採用できない。

また, 原告らは, トナー及びコピー用紙代が, 政務調査費の支出が許されない環境整備費であると主張する。しかし, これらの購入費も, 議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから, 原告らの上記主張は採用できない。

(ウ) OA機器等代について

野見山議員は, 平成18年3月26日にパソコン代18万2500円(乙Cヒ3の1, Eヒ1, 弁論の全趣旨), 同月31日にETC代1万8

825円(乙Cヒ3の2, Eヒ1, 弁論の全趣旨)の合計20万1325円を支払った。

そして、上記(ア)の按分割合(4分の1)のとおり、野見山議員が、上記OA機器等代につき、平成17年度に5万0331円($\equiv 20万1325円 \times 1/4$)を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

なお、野見山議員は、OA機器(パソコン等)を調査研究以外に利用することはほとんどなかったと陳述するが(乙Eヒ2)、その裏付けはないから、信用できない。

他方、原告らは、ETC(乙Cヒ3の2)が調査研究に直接必要なものではないと主張する。しかし、ETC代は、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから、原告らの上記主張は採用できない。

(エ) 郵便関係費について

野見山議員は、平成16年5月21日に切手代2万4000円(乙Cヒ6の3)、同年11月24日に郵便料金350円及びはがき代1万4000円(乙Cヒ6の1)、同年12月1日に弔事用の切手代又ははがき代2500円(乙Cヒ6の2)の合計4万0850円を支払い、平成17年5月2日に切手代4万円(乙Cヒ1)を支払った。

しかし、上記支出のうち、平成16年12月1日の弔事用の切手代又ははがき代2500円(乙Cヒ6の2)は、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから、政務調査費を支出することは許されない。

そして、上記(ア)の按分割合(4分の1)のとおり、野見山議員が、上記郵便関係費につき、平成16年度に9588円($\equiv [4万0850円 - 2500円] \times 1/4$)、平成17年度に1万円($\equiv 4万円 \times 1/4$)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、切手及びはがき（乙Cヒ1、6の1ないし3）が過量であると主張する。しかし、上記切手及びはがき代は、事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから、原告らの上記主張は採用できない。

(オ) 固定電話使用料について

野見山議員は、自宅の固定電話（0739-22-9948）の使用料として、平成16年4月分の1万4991円（乙Cヒ8の1）、同年5月分の1万5686円（乙Cヒ8の2）、同年6月分の1万7322円（乙Cヒ8の3）、同年7月分の9974円（乙Cヒ8の4）、同年8月分の1万9364円（乙Cヒ8の5）、同年9月分の1万2759円（乙Cヒ8の6）、同年10月分の1万5757円（乙Cヒ8の7）、同年11月分の1万1785円（乙Cヒ8の8）、同年12月分の1万5707円（乙Cヒ8の9）、平成17年1月分の1万3227円（乙Cヒ8の10）、同年2月分の1万3704円（乙Cヒ8の11）、同年3月分の1万0299円（乙Cヒ8の12）の合計17万0575円を支払った。

また、野見山議員は、平成17年4月分の1万0862円（乙Cヒ4の1）、同年5月分の1万5144円（乙Cヒ4の2）、同年6月分の1万8595円（乙Cヒ4の3）、同年7月分の8633円（乙Cヒ4の4）、同年8月分の1万2538円（乙Cヒ4の5）、同年9月分の1万2927円（乙Cヒ4の6）、同年10月分の7985円（乙Cヒ4の7）、同年11月分の9112円（乙Cヒ4の8）、同年12月分の1万1725円（乙Cヒ4の9）、平成18年1月分の1万1263円（乙Cヒ4の10）、同年2月分の1万3273円（乙Cヒ4の11）の合計13万2057円を支払った。

そして、上記(ア)の按分割合（5分の1）のとおり、野見山議員が、上

記固定電話使用料につき、平成16年度に3万4115円(=17万0575円×1/5)、平成17年度に2万6411円(=13万2057円×1/5)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(カ) 携帯電話使用料について

野見山議員は、携帯電話(090-8988-0593)の使用料として、平成16年4月分ないし平成17年3月分の合計12万2045円(乙Cヒ9)、平成17年4月分ないし平成18年3月分の合計8万3140円(乙Cヒ5)を支払った。

そして、上記(ア)の按分割合(5分の1)のとおり、野見山議員が、上記携帯電話使用料につき、平成16年度に2万4409円(=12万2045円×1/5)、平成17年度に1万6628円(=8万3140円×1/5)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、「ドコモ料金支払内訳書」の「記事」欄には「一括請求によるお支払い」との記載があるから(乙Cヒ5, 9)、数台分の使用料であると主張する。確かに、上記記載からすれば、複数の回線が使用されていたことがうかがわれる。しかし、上記書面に表示された電話使用料は、「事前案内書兼領収証」の「電話番号毎のご請求内訳をご確認ください」との記載(乙Cケ5の1ないし10)がいう電話番号毎の電話使用料、すなわち、上記携帯電話番号のみの使用料であると認められるから(乙Cケ15, 16)、原告らの上記主張は採用できない。

(キ) ガソリン代について

野見山議員は、ガソリン代として、平成16年4月7日に4316円(乙Cヒ10の1)、同月17日に4305円(乙Cヒ10の2)、同月23日に4043円(乙Cヒ10の3)、同月29日に4347円(乙Cヒ10の4)、同年5月22日に4221円(乙Cヒ10の5)、同月28日に3476円(乙Cヒ10の6)、同年6月2日に4508円(乙C

ヒ10の7), 同日に3209円(乙Cヒ10の8), 同月29日に4688円(乙Cヒ10の9), 同年7月11日に4598円(乙Cヒ10の10), 同月15日に4123円(乙Cヒ10の11), 同月28日に4745円(乙Cヒ10の12), 同年8月9日に3896円(乙Cヒ10の13), 同月12日に3649円(乙Cヒ10の14), 同月23日に4576円(乙Cヒ10の15), 同年9月1日に4081円(乙Cヒ10の16), 同月8日に3805円(乙Cヒ10の17), 同月16日に4070円(乙Cヒ10の18), 同月19日に3950円(乙Cヒ10の19), 同年10月10日に2924円(乙Cヒ10の20), 同月15日に4247円(乙Cヒ10の21), 同月22日に4208円(乙Cヒ10の22), 同月30日に3795円(乙Cヒ10の23), 同年11月6日に4320円(乙Cヒ10の24), 同月20日に3753円(乙Cヒ10の25), 同月25日に4046円(乙Cヒ10の26), 同年12月2日に4291円(乙Cヒ10の27), 同月9日に3632円(乙Cヒ10の28), 同月15日に4720円(乙Cヒ10の29), 同月19日に3852円(乙Cヒ10の30), 同月22日に4696円(乙Cヒ10の31), 同月30日に4956円(乙Cヒ10の32), 平成17年1月8日に4991円(乙Cヒ10の33), 同月14日に4295円(乙Cヒ10の34), 同月20日に4130円(乙Cヒ10の35), 同月25日に4942円(乙Cヒ10の36), 同月30日に4012円(乙Cヒ10の37), 同年2月4日に4295円(乙Cヒ10の38), 同月12日に4838円(乙Cヒ10の39), 同月21日に4401円(乙Cヒ10の40), 同月26日に4779円(乙Cヒ10の41), 同年3月6日に4720円(乙Cヒ10の42), 同月10日に3945円(乙Cヒ10の43), 同月14日に3977円(乙Cヒ10の44), 同月18日に3724円(乙Cヒ10の45), 同月20日に1160円

(乙Cヒ10の46), 同月24日に4213円(乙Cヒ10の47)の合計19万4468円を支払った。

そして、上記(ア)の按分割合(5分の1)のとおり、野見山議員が、上記ガソリン代につき、平成16年度に3万8894円(≒19万4468円×1/5)を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、燃料費は交通費として調査研究費に計上されるべきであると主張する。しかし、本件使途基準は使途によって政務調査費を支出できる上限額を定めているわけではなく、計上した使途が誤りであるからといって、政務調査費の支出が違法であるとは認められないから、原告らの上記主張は採用できない。

ウ 人件費について

(ア) 森本好治

野見山議員は、平成15年度ないし平成17年度において、勤務場所を自宅、業務内容を調査研究のための資料作成及びパソコンの打ち込みとして、森本好治を雇用し、同人に対し、平成15年4月分ないし平成18年3月分の賃金として月額6万円を支払ったと陳述する(乙Dヒ1ないし3, 7の1ないし12, 9の1ないし12, 11の1ないし11, 13, Eヒ2)。

しかし、野見山議員が森本好治の雇用契約書として提出している書面では、同人の勤務場所が、平成15年度は「田辺市宝来町8-5」、平成16年度及び平成17年度は「田辺市宝来町8-5他自宅」とされており(甲ヒ6ないし8, 乙Dヒ1ないし3)、政務調査用事務所であった野見山議員の自宅(和歌山県田辺市下万呂945-42[上記ア])や、森本好治の自宅(和歌山県田辺市新万15-15[甲ヒ6ないし8, 乙Dヒ1ないし3])と異なっていた。また、上記書面には、調査研究に関する雇用であることを示す記載はない。

したがって、野見山議員の上記陳述等は信用できず、森本好治の賃金は、議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費とは認められないから、政務調査費を支出することは許されない。

(イ) 野見山候子

野見山議員は、平成15年度ないし平成17年度において、勤務場所を和歌山県「田辺市下万呂945-42 自宅」、業務内容を「資料整理、事務他」、勤務時間を「一日中」、賃金を月額2万円、支給日を月末として、野見山議員の妻である野見山候子を雇用し、同人に対し、平成15年4月分ないし平成18年3月分の賃金として月額2万円を支払ったと陳述する(乙Dヒ4ないし6, 8の1ないし12, 10の1ないし12, 12の1ないし11, 14, Eヒ2)。

しかし、勤務時間が一日中という雇用契約は、不自然である。また、野見山議員は、市民オンブズマンわかやまからの政務調査用事務所の被用者との関係を問う質問に対し、「家族」を選択せずに、「家族でない第三者」を選択し、家族を雇用している場合の勤務条件等の内容と証拠書類に関する質問に回答しなかった(甲ヒ5)。この点、被告は、上記の回答が、森本好治を念頭に置いたものであると主張するが、上記(ア)のとおり、採用できない。

したがって、野見山候子の賃金は、議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費とは認められないから、政務調査費を支出することは許されない。

エ まとめ

(ア) 野見山議員は、事務費として、平成16年度に47万7528円、平成17年度に52万0786円の政務調査費を支出したところ(別紙1)、そのうち、平成16年度に支出許容額合計12万9875円(=2万2869円+9588円+3万4115円+2万4409円+3万889

4 円) を超える 34 万 7 6 5 3 円, 平成 17 年度に支出許容額合計 13 万 6 3 8 8 円 (= 3 万 3 0 1 8 円 + 5 万 0 3 3 1 円 + 1 万円 + 2 万 6 4 1 1 円) を超える 38 万 4 3 9 8 円を支出した部分は違法である。

(イ) 野見山議員は, 人件費として, 平成 15 年 4 月に 8 万円, 平成 15 年度 (同年 4 月を除く。) に 88 万円, 平成 16 年度及び平成 17 年度に各 96 万円の政務調査費を支出したところ (別紙 1), そのうち, 平成 16 年度に 8 万円, 平成 15 年度 (同年 4 月を除く。) に 88 万円, 平成 16 年度及び平成 17 年度に各 96 万円を支出したことはいずれも違法である。

(ウ) よって, 被告は, 野見山議員に対し, 平成 15 年 4 月分 8 万円, 平成 15 年度分 (同年 4 月を除く。) 88 万円, 平成 16 年度分合計 130 万 7 6 5 3 円 (= 34 万 7 6 5 3 円 + 96 万円), 平成 17 年度分合計 134 万 4 3 9 8 円 (= 38 万 4 3 9 8 円 + 96 万円) の総合計 361 万 2 0 5 1 円の不当利得の返還を請求するべきである。

(27) 花田健吉議員 (以下「花田議員」という。)

ア 事務所の設置状況等について

花田議員の政務調査用事務所 (和歌山県日高郡印南町印南 1957 番地) は, 自宅 (同郡印南町印南原 387 番地) とは別の場所に設置され, 後援会, 「自由民主党和歌山県日高郡第三支部」, 政治団体「九十九会」及び「新社会システム創世会」と併設されていた (甲 A 3, 5 の 2・3, 乙 B フ 7, 8; E フ 1)。

この点, 花田議員は, 平成 15 年以降, 後援会及び「新社会システム創世会」の活動実体はなかったこと, 「自由民主党和歌山県日高郡第三支部」が, 党から求められて名目的に設置したものであり, 活動実体はなく, 仮に活動実体があったとしても, 花田議員の自宅で, 同人の妻がその事務を行っていたこと, 「九十九会」が, 年 2 回のつり大会等のイベントを会費制

で行う程度の団体であることを陳述する（乙Eフ1）。しかし、その裏付けはないから、花田議員の上記陳述は信用できない。

イ 事務所費について

（ア）事務所費の按分等について

花田議員の政務調査用事務所の事務所費については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるから、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

（イ）事務所の敷地賃料について

花田議員は、山崎埋一（山崎埋一死亡後はその妻山崎キヨエ）から、政務調査用事務所の敷地として、和歌山県日高郡印南町印南1957番地の土地を賃借し、山崎キヨエに対し、平成17年3月12日及び平成18年2月18日に、それぞれ平成16年度及び平成17年度の賃料として、各12万円を支払った（乙Bフ1, 3, 7, 8, 弁論の全趣旨）。

そして、上記（ア）の按分割合（5分の1）のとおり、花田議員が、上記賃料につき、平成16年度及び平成17年度に、それぞれ2万4000円（＝12万円×1／5）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

（ウ）電気料金について

花田議員は、政務調査用事務所の電気料金（①従量電灯A、②低圧電力）として、平成16年4月26日に9469円、同年5月27日に8841円（①2555円、②6286円）、同年6月24日に9890円（①3140円、②6750円）、同年7月26日に1万2258円（①2775円、②9483円）、同年8月27日に1万5806円（①4041円、②1万1765円）、同年9月24日に1万1891円（①2677円、②9214円）、同年10月27日に1万1942円（①365

1円、②8291円)、同年11月25日に8906円(①2721円、②6185円)、同年12月24日に9781円、平成17年1月28日に9870円、同年2月25日に7078円(①3991円、②3087円)、同年3月24日に6757円(①3670円、②3087円)の合計12万2489円を支払い、同年4月25日に6380円、同年5月27日に6091円、同年6月24日に9686円、同年7月25日に1万0664円、同年8月26日に1万1682円、同年9月26日に1万1978円、同年10月27日に8748円、同年11月25日に8149円、同年12月26日に8689円、平成18年1月27日に9547円、同年2月24日に8822円、同年3月24日に8826円の合計10万9262円を支払った(乙Bフ2の1・2、4の1・2、9の1ないし6)。

なお、一般的に、従量電灯Aは、一般家庭で使用される電気料金の形態で、低圧電力は、エアコン、業務用冷蔵庫、ポンプ、エレベーター、工場等のモーター等で使用される電気料金の形態であり、用途や使用量に応じて使い分けられるべきものであるところ、花田議員が、従量電灯A及び低圧電力を利用したことは、議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費として社会通念上相当であるから、従量電灯A及び低圧電力の電気料金に政務調査費を支出したことは許される。

そして、上記(ア)の按分割合(5分の1)のとおり、花田議員が、上記電気料金につき、平成16年度に2万4498円($\div 12万2489円 \times 1/5$)、平成17年度に2万1852円($\div 10万9262円 \times 1/5$)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(エ) 駐車場賃料について

花田議員は、山崎埋一(山崎埋一死亡後はその妻山崎キヨエ)から、

政務調査用事務所の隣地にある駐車場を賃借し、平成17年3月12日、山崎キヨエに対し、その賃料1年分として12万円を支払った（乙Bフ5、7）。

そして、上記（ア）の按分割合（5分の1）のとおり、花田議員が、上記駐車場賃料につき、平成16年度に2万4000円（ $=12万円 \times 1/5$ ）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

（オ） し尿汲み取り代について

花田議員は、し尿汲み取り代として、平成16年4月19日に3450円、同年8月23日に3553円の合計7003円を支払った（乙Bフ6の1・2）。

そして、上記（ア）の按分割合（5分の1）のとおり、花田議員が、上記し尿汲み取り代につき、平成16年度に1401円（ $=7003円 \times 1/5$ ）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ 事務費について

（ア） 事務費の按分等について

花田議員の政務調査用事務所の事務用品・備品購入費（デジタルカメラ代を除く。）、電話機代、固定電話使用料、パソコン代、インターネット接続料金、NHK受信料、コピー機リース料及び蛍光灯取替費等については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また、携帯電話使用料及びデジタルカメラ代については、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会、「自由民主党和歌山県日高郡第三支部」、「九十九会」及び「新社会システム創世会」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その6分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、花田議員は、固定電話を調査活動以外に利用することはほとんどなかったと陳述するが（乙Eフ1）、その裏付けはないから、信用できない。

また、花田議員は、政務調査用事務所の携帯電話を調査活動以外に利用することはほとんどなかったし、私用の携帯電話を契約していたと陳述するが（乙Eフ1）、その裏付けはないから、信用できない。

（イ） 事務用品・備品購入費（デジタルカメラ代を除く。）について

花田議員は、平成16年4月6日に「文具・事務用品・事務機・スチール家具・学研 中井商店」に対して2万5000円（乙Cフ9の1）、同月30日にプリンターインク代7200円（乙Cフ9の2）、同月27日にプリンターインク代3600円（乙Cフ9の3）、同年8月2日にボールペン代168円（乙Cフ9の4）、同年9月25日にインクジェット用紙代504円（乙Cフ9の5）、同日にプリンターインク代7200円（乙Cフ9の6）、同年10月12日に布粘着テープ代148円（乙Cフ9の7）、同月22日にACアダプター代9000円（乙Cフ9の8）、同年11月26日にサインペン代252円及び物差し代556円（乙Cフ9の9）、同月28日に領収書用紙代220円（乙Cフ9の10）、平成17年1月30日にプリンターインクの延長コード代7340円（乙Cフ9の11）、同年2月15日にプリンターインク代1180円（乙Cフ9の12）、同日に「文具・事務用品・事務機・スチール家具・学研 中井商店」に対して3万5700円（乙Cフ9の13、Eフ1）の合計9万8068円を支払った。

また、花田議員は、平成17年12月3日にDVD一体型VHSデッキ代1万5600円及びDVDソフト「Shall we Dance？」代3591円（乙Cフ3の2）、同月5日にコピー用紙代744円（乙Cフ2の1）、平成18年2月7日にホッチキスの針代176円（乙

Cフ2の2), 同日にゴム印代7600円(乙Cフ2の3), 同年3月31日にプリンターのインク代1580円(乙Cフ2の4, Eフ1, 弁論の全趣旨)の合計2万9291円を支払った。

なお, 「文具・事務用品・事務機・スチール家具・学研 中井商店」に対する平成16年4月6日の2万5000円(乙Cフ9の1)及び平成17年2月15日の3万5700円(乙Cフ9の13)は, 花田議員が, コピー機のトナー代等であると陳述するところ(乙Eフ1), 支払先及び支払額からすれば, そのとおり認められる。

しかし, 上記支出のうち, 平成17年12月3日のDVDソフト「S h a l l w e D a n c e ?」代3591円(乙Cフ3の2)は, 議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから, 政務調査費を支出することは許されない。

そして, 上記(ア)の按分割合(5分の1)のとおりに, 花田議員が, 上記事務用品・備品購入費につき, 平成16年度に1万9614円($\equiv 9万8068円 \times 1/5$), 平成17年度に5140円($\equiv [2万9291円 - 3591円] \times 1/5$)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ) 電話機代について

花田議員は, 平成16年7月28日に電話親機代1万8900円(乙Cフ7の1), 同年8月25日に電話子機代1万4700円(乙Cフ7の2)の合計3万3600円を支払った。

そして, 上記(ア)の按分割合(5分の1)のとおりに, 花田議員が, 上記電話機代につき, 平成16年度に6720円($\equiv 3万3600円 \times 1/5$)を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点, 原告らは, 電話子機が調査研究に直接必要なものではないと主張するが, 電話子機代は, 議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要

する経費として社会通念上相当であるから、採用できない。

(エ) 固定電話使用料について

花田議員は、政務調査用事務所の固定電話（０７３８－４２－１００７）の使用料として、平成１６年４月２６日に９０６４円、同年５月２５日に８４８５円、同年６月２５日に１万４４７８円、同年７月２６日に１万４００１円、同年８月２５日に２万１６０２円、同年９月２７日に６００４円、同年１０月２５日に８３５３円、同年１１月２５日に３万５２４２円、同年１２月２７日に９４５４円、平成１７年１月２５日に９８９８円、同年２月２５日に１万４６７３円、同年３月２５日に１万４３９９円の合計１６万５６５３円を支払い、同年４月２５日に１万８３９７円、同年５月２５日に１万１２９７円、同年６月２７日に１万０４１６円、同年７月２５日に７６６６円、同年８月２５日に６９１８円、同年９月２６日に９３５２円、同年１０月２５日に７１９９円、同年１１月２５日に８０８５円、同年１２月２６日に１万２７２９円、平成１８年１月２５日に６００６円、同年２月２７日に６２２３円、同年３月２７日に５８６６円の合計１１万０１５４円を支払った（乙Ｃフ１の１・２，４の１・２，１０の１ないし７，弁論の全趣旨）。

そして、上記(ア)の按分割合（５分の１）のとおり、花田議員が、上記固定電話使用料につき、平成１６年度に３万３１３１円（ $\div 16万5653円 \times 1/5$ ），平成１７年度に２万２０３１円（ $\div 11万0154円 \times 1/5$ ）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(オ) パソコン代について

花田議員は、平成１６年７月１６日にパソコン代２０万４０００円及びその保証料１万０２００円（乙Ｃフ６）の合計２１万４２００円を支払った。

そして、上記(ア)の按分割合（５分の１）のとおり、花田議員が、上記

パソコン代につき、平成16年度に4万2840円（≒21万4200円×1/5）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、パソコン代21万4200円（乙Cフ6）が、政務調査費の支出が許されない高額な備品（乙A3）であると主張するが、その代金として21万4200円は社会通念上相当であるから、原告らの上記主張は採用できない。

(カ) インターネット接続料金について

花田議員は、インターネット接続料金として、有限会社フォースに対し、平成16年4月12日、同年5月10日、同年6月10日、同年7月12日、同年8月10日、同年9月10日、同年10月12日、同年11月10日、同年12月10日、平成17年1月11日、同年2月10日、同年3月10日にそれぞれ2415円の合計2万8980円を支払った（乙Cフ4の1・2）。

また、花田議員は、インターネット接続料金として、NTTコミュニケーションズに対し、平成16年9月30日、同年11月1日、同月30日にそれぞれ1312円、平成17年1月4日、同月31日、同年2月28日、同年3月31日にそれぞれ1837円の合計1万1284円を支払い、同年5月2日、同月31日、同年6月30日、同年8月1日、同月31日、同年9月30日、同年10月31日、同年11月30日、平成18年1月4日、同月31日、同年2月28日、同年3月31日にそれぞれ1837円の合計2万2044円を支払った（乙Cフ1の1・2、4の1・2、12の1ないし4）。

しかし、花田議員は、平成16年9月から平成17年3月までの間、NTTコミュニケーションズと契約し、そのインターネット接続料金に政務調査費を支出していたから、これと重複して、有限会社フォースとの契約に係る平成16年10月から平成17年3月までのインターネッ

ト接続料金合計1万4490円(=2415円×6か月分)に政務調査費を支出することは許されない。

そして、上記(ア)の按分割合(5分の1)のとおり、花田議員が、上記インターネット接続料金につき、平成16年度に5155円(≒[2万8980円+1万1284円-1万4490円]×1/5)、平成17年度に4409円(≒2万2044円×1/5)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(キ) NHK受信料について

花田議員は、NHK受信料として、平成16年4月26日、同年8月26日、同年12月27日にそれぞれ2690円の合計8070円を支払った(乙Cフ5の1ないし3)。

そして、上記(ア)の按分割合(5分の1)のとおり、花田議員が、上記NHK受信料につき、平成16年度に1614円(=8070円×1/5)を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、NHK受信料が、政務調査費の支出が許されない環境整備費であるし、調査研究に直接必要なものではないと主張するが、上記NHK受信料は、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから、採用できない。

(ク) コピー機リース料について

花田議員は、コピー機リース料として、平成16年7月7日、同年8月9日、同年9月7日、同年10月7日、同年11月8日、同年12月7日、平成17年1月7日、同年2月7日、同年3月7日にそれぞれ1万3860円の合計12万4740円を支払った(乙Cフ4の1・2)。

そして、上記(ア)の按分割合(5分の1)のとおり、花田議員が、上記コピー機リース料につき、平成16年度に2万4948円(=12万4740円×1/5)を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ) 蛍光灯取替費等について

花田議員は、平成16年4月25日に蛍光灯取替費2万1600円、同年11月20日にストープ代1万0280円(乙Cフ8の3)、同年12月20日に蛍光灯取替費2万1600円の合計5万3480円を支払った(乙Cフ8の1ないし3)。

そして、上記(ア)の按分割合(5分の1)のとおり、花田議員が、上記蛍光灯取替費等につき、平成16年度に1万0696円(=5万3480円×1/5)を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、蛍光灯取替費等が政務調査費の支出が許されない環境整備費であるし、調査研究に直接必要なものではないと主張するが、上記蛍光灯取替費等は、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから、採用できない。

(エ) 携帯電話使用料について

花田議員は、携帯電話(090-8750-8714)の使用料として、平成16年4月30日に2万6600円、同年5月31日に4万9324円、同年6月30日に5万0294円、同年8月2日に1万8397円、同月31日に2万0789円、同年9月30日に1万5148円、同年11月1日に1万5403円、同月30日に1万5567円、平成17年1月4日に1万3624円、同月31日に1万3699円、同年2月28日に2万1787円、同年3月31日に1万4530円の合計27万5162円を支払い、同年5月2日に2万0602円、同月31日に2万4322円、同年6月30日に2万2125円、同年8月1日に1万5874円、同月31日に2万0124円、同年9月30日に1万7534円、同年10月31日に2万5550円、同年11月30日に1万9794円、平成18年1月4日に1万6209円、同月31日に2万4311円、同年2月28日に2万0451円、同年3月3

1日に2万0926円の合計24万7822円を支払った（乙Cフ1の1・2，4の1・2，11の1ないし5）。

そして、上記(ア)の按分割合（6分の1）のとおり、花田議員が、上記携帯電話使用料につき、平成16年度に4万5860円（ $\equiv 27万5162円 \times 1/6$ ），平成17年度に4万1304円（ $\equiv 24万7822円 \times 1/6$ ）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ) デジタルカメラ代

花田議員は、平成17年7月11日にデジタルカメラ代5万0780円（乙Cフ3の1）を支払った。

そして、上記(ア)の按分割合（6分の1）のとおり、花田議員が、上記デジタルカメラ代につき、平成17年度に8463円（ $\equiv 5万0780円 \times 1/6$ ）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

エ 人件費について

(ア) 人件費の按分等について

花田議員の政務調査用事務所の人件費については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で雇用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、花田議員は、調査研究として、現地調査等のために下記(イ)の入口誠を、収集した資料の整理、保管及び事務処理等のために下記(イ)の十河しのぶを、花田議員が一般質問として「観光資源としての高野龍神スカイライン」を取り上げた際の現地調査のために下記(イ)の寒川治をそれぞれ雇用したから、同人らが調査研究以外に従事することはほとんどなかったと陳述する（乙Eフ1）する。しかし、その裏付けはないから、花田議員の上記陳述は信用できない。

(イ) 人件費の支出等について

花田議員は、平成15年7月1日から平成18年3月31日までの間、政務調査用事務所において、仕事内容を事務全般、賃金を平成15年7月から平成16年3月までの間は月額11万円、平成16年度及び平成17年度は月額10万円として、十河しのぶを雇用し、同人に対し、平成15年7月分ないし平成16年3月分の賃金として月額11万円、平成16年4月分ないし平成18年3月分の賃金として月額10万円を支払った（乙Dフ1, 2, 3の1ないし12, 7, 8, 9の1ないし12, 16, 17, 18の1ないし9）。

また、花田議員は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間及び平成18年1月1日から同年3月31日までの間、政務調査用事務所において、仕事内容を事務その他、賃金を平成16年4月から平成17年3月までの間は月額5万円、平成18年1月から同年3月までの間は月額15万円として、入口誠を雇用し、同人に対し、平成16年4月分ないし平成17年3月分の賃金として月額5万円、平成18年1月分ないし同年3月分の賃金として月額15万円を支払った（乙Dフ4, 5, 6の1ないし3, 11, 12の1ないし12）。

さらに、花田議員は、平成15年5月1日から同月31日までの間、政務調査用事務所において、仕事内容を森林調査、賃金を月額15万円として、寒川治を雇用し、同月30日、同人に対し、賃金として15万円を支払った（乙Dフ13ないし15）。

そして、上記(ア)の按分割合（5分の1）のとおり、花田議員が、上記人件費につき、平成15年度（同年4月を除く。）に22万8000円（＝ $[11万円 \times 9か月 + 15万円] \times 1/5$ ）、平成16年度に36万円（＝ $[10万円 \times 12か月 + 5万円 \times 12か月] \times 1/5$ ）、平成17年度に33万円（＝ $[10万円 \times 12か月 + 15万円 \times 3か月] \times 1/5$ ）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、被用者を複数雇用する必要性はなかったと主張する。しかし、事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で、議員が行う調査研究を補助する職員を複数雇用することは社会通念上相当であるから、原告らの上記主張は採用できない。

オ まとめ

(ア) 花田議員は、事務所費として、平成16年度に28万3593円、平成17年度に13万8591円の政務調査費を支出したところ(別紙1)、そのうち、平成16年度に支出許容額899円(=2万4000円+2万4498円+2万4000円+1401円)を超える20万9694円、平成17年度に支出許容額合計4万5852円(=2万4000円+2万1852円)を超える9万2739円を支出した部分は違法である。

(イ) 花田議員は、事務費として、平成16年度に81万0590円、平成17年度に34万6085円の政務調査費を支出したところ(別紙1)、そのうち、平成16年度に支出許容額合計19万0578円(=1万9614円+6720円+3万3131円+4万2840円+5155円+2万4948円+1万0696円+4万5860円)を超える62万0012円、平成17年度に支出許容額合計8万1347円(=5140円+2万2031円+4409円+4万1304円+8463円)を超える26万4738円を支出した部分は違法である。

(ウ) 花田議員は、人件費として、平成15年度(同年4月を除く。)に96万円、平成16年度に144万円、平成17年度に132万円の政務調査費を支出したところ(別紙1)、そのうち、平成15年度(同年4月を除く。)に支出許容額22万8000円を超える73万2000円、平成16年度に支出許容額36万円を超える108万円、平成17年度に支出許容額33万円を超える99万円を支出した部分は違法である。

(エ) よって、被告は、花田議員に対し、平成15年度分(同年4月を除く。) 73万2000円、平成16年度分合計190万9706円(=20万9694円+62万0012円+108万円)、平成17年度分合計134万7477円(=9万2739円+26万4738円+99万円)の総合計398万9183円の不当利得の返還を請求するべきである。

(28) 平越孝哉議員(以下「平越議員」という。)

ア 事務所の設置状況等について

平越議員の政務調査用事務所(和歌山県伊都郡九度山町慈尊院160)は、自宅(同郡同町九度山1616番地)とは別の場所に設置され、後援会と併設されていた(甲A5の3, 乙Eへ4)。

また、平越議員の自宅には「自由民主党和歌山県伊都郡第二支部」及び政治団体「平政会」が設置されていた(甲A5の2・3, 乙Eへ4)。

この点、平越議員は、選挙のなかった平成16年度及び平成17年度において、後援会の活動実体はなかった、「平政会」の活動実体はなかったと陳述するが(乙Eへ4)、その裏付けはないから、信用できない。

イ 事務費について

(ア) 事務費の按分等について

平越議員の政務調査用事務所の固定電話使用料、パソコン代及びプリンター代については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また、携帯電話使用料は、平越議員の携帯電話(090-2110-0100)を含む複数の回線の使用料の合計額であるところ(乙Cへ2の1ないし12, 4の1ないし12)、その2分の1は、平越議員以外の携帯電話のものと認めるのが相当である。そして、平越議員の携帯電話は、その汎用性を考慮すれば、調査研究以外に、後援会、「自由民主党和

歌山県伊都郡第二支部」及び「平政会」の各活動や、私的にも利用されていたと認められる。したがって、社会通念上相当な按分割合として、上記携帯電話使用料の10分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、平越議員は、携帯電話を調査研究以外に使用することがほとんどなかったと陳述するが（乙Eへ1）、その裏付けはないから、信用できない。

また、平越議員は、携帯電話使用料の中に個人使用の分が含まれるとしても、固定電話使用料については、基本使用料全部と通話料40%に政務調査費を支出していなかったから、固定電話使用料及び携帯電話使用料の全体をみれば、携帯電話使用料を按分する必要はないと陳述するが（乙Eへ1）、不当利得を問われているのは、調査研究に資するため必要とはいえない経費に政務調査費を支出したことであって、上限額に満つる政務調査費の支出が許される経費が存在したことではないから、平越議員の上記陳述は採用できない。

他方、原告らは、平成15年ないし平成17年において、「自由民主党和歌山県伊都郡第二支部」が備品・消耗品費を支出していたから（甲へ5の1ないし3）、事務費に政務調査費を支出することは許されないと主張する。しかし、政務調査用事務所は、「自由民主党和歌山県伊都郡第二支部」の設置されていた平越議員の自宅とは別の場所に設置されていたから、原告らの上記主張は採用できない。

（イ） 固定電話使用料について

平越議員は、固定電話（0736-54-4500）の使用料として、平成16年4月分の1万2998円、同年5月分の1万2418円、同年6月分の1万9451円、同年7月分の7866円、同年8月分の1万7958円、同年9月分の1万7347円、同年10月分の2万35

33円、同年11月分の1万2531円、同年12月分の1万4880円、平成17年1月分の2万4378円、同年2月分の1万1574円、同年3月分の1万5827円の合計19万0761円を支払い、同年4月分の2万9946円、同年5月分の1万3802円、同年6月分の1万4881円、同年7月分の3490円、同年8月分の1万0608円、同年9月分の1万0203円、同年10月分の1万3732円、同年11月分の1万4210円、同年12月分の2万4215円、平成18年1月分の1万9954円、同年2月分の9559円、同年3月分の1万3358円の合計17万7958円を支払った(乙Cへ1の1ないし12, 3の1ないし12, 6の1ないし12, 7の1ないし12)。

そして、上記(ア)の按分割合(2分の1)のとおり、平越議員が、上記固定電話使用料につき、平成16年度に9万5381円($\div 1.9万0761円 \times 1/2$)、平成17年度に8万8979円($= 17万7958円 \times 1/2$)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ) パソコン代及びプリンター代について

平越議員は、平成16年9月17日にパソコン代17万4800円(乙Cへ5の1)、同年10月11日にプリンター代2万6400円(乙Cへ5の2)の合計20万1200円を支払った。

そして、上記(ア)の按分割合(2分の1)のとおり、平越議員が、パソコン代及びプリンター代につき、平成16年度に10万0600円($= 20万1200円 \times 1/2$)を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(エ) 携帯電話使用料について

平越議員は、携帯電話の使用料として、平成16年4月分の3万0384円、同年5月分の3万8867円、同年6月分の1万6402円、同年7月分の1万4456円、同年8月分の1万2995円、同年9月

分の1万4276円、同年10月分の1万3582円、同年11月分の1万4467円、同年12月分の1万2299円、平成17年1月分の1万1993円、同年2月分の1万0814円、同年3月分の1万1203円の合計20万1738円を支払い、同年4月分の1万0116円、同年5月分の1万9448円、同年6月分の1万5132円、同年7月分の1万9714円、同年8月分の2万6359円、同年9月分の1万7459円、同年10月分の1万7152円、同年11月分の1万8466円、同年12月分の1万3330円、平成18年1月分の1万3518円、同年2月分の1万0554円、同年3月分の1万5751円の合計19万6999円を支払った（乙Cへ2の1ないし12、4の1ないし12）。

そして、上記(ア)の按分割合（10分の1）のとおり、平越議員が、上記携帯電話使用料につき、平成16年度に2万0174円（ $\div 20万1738円 \times 1 / 10$ ）、平成17年度に1万9700円（ $\div 19万6999円 \times 1 / 10$ ）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ 人件費について

(ア) 人件費の按分等について

a 平越議員の政務調査用事務所で雇用された後記(イ)の三林雅代の人件費については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で雇用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

b 平成15年度及び平成17年度に勤務場所を平越議員の政務調査用事務所として雇用された後記(イ)の平越久子（乙Dへ4、6）の人件費については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で雇用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超

えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また、平成16年度に勤務場所を「自由民主党和歌山県伊都郡第二支部」及び「平政会」が設置された平越議員の自宅として雇用された平越久子（乙Dへ5）の人件費については、同人が、平成15年度及び平成17年度と同様に、政務調査用事務所でも勤務していたと認めるのが相当である。

そして、平越議員の自宅の人件費については、「自由民主党和歌山県伊都郡第二支部」が、平成16年度に300万円を支出した（甲へ5の2）。

したがって、後述する平成16年度の平越久子の賃金に、「自由民主党和歌山県伊都郡第二支部」の人件費を加えた上で、上記社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

- c この点、平越議員は、三林雅代及び平越久子が、調査研究以外に従事したことはほとんどなかったと陳述するが（乙Eへ4）、その裏付けはないから、信用できない。

他方、原告らは、平成15年ないし平成17年において、「自由民主党和歌山県伊都郡第二支部」が人件費を支出していたから（甲へ5の1ないし3）、人件費に政務調査費を支出することは許されないと主張する。しかし、政務調査用事務所は、「自由民主党和歌山県伊都郡第二支部」の設置されていた平越議員の自宅とは別の場所に設置されていたから、原告らの上記主張は採用できない。

(イ) 人件費の支出等について

平越議員は、平成15年度ないし平成17年度において、勤務場所を和歌山県伊都郡九度山町慈尊院160番地、業務内容を「政治活動」又は「政治活動補助」、賃金を月額8万円として、三林雅代を雇用し、同人

に対し、平成15年4月分ないし平成18年3月分の賃金として月額8万円を支払った(乙Dへ1ないし3, 7ないし9)。

また、平越議員は、平成15年度においては、勤務場所を和歌山県伊都郡九度山町慈尊院160番地、業務内容を「政治活動」とし、平成16年度においては、勤務場所を和歌山県伊都郡九度山町九度山1616所在の平越議員の自宅、業務内容を「議員活動補助」とし、平成17年度においては、勤務場所を和歌山県伊都郡九度山町慈尊院160番地、業務内容を「政治活動」として、賃金月額7万円で、平越久子を雇用し、同人に対し、平成15年4月分ないし平成18年3月分の賃金として月額7万円を支払った(乙Dへ4ないし6, 10ないし12, Eへ4)。

そして、上記(ア)の按分割合(三林雅代については2分の1。平越久子については、平成16年度につき300万円を加えて4分の1、平成15年度及び平成17年度は2分の1)のとおり、平越議員が、上記人件費につき、平成15年4月に7万5000円(=[8万円+7万円]×1/2)、平成15年度(同年4月を除く。)に82万5000円(=[8万円×11か月+7万×11か月]×1/2)、平成16年度に144万円(=[8万円×12か月×1/2+[7万円×12か月+300万円]×1/4)、平成17年度に90万円(=[8万円×12か月+7万円×12か月]×1/2)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、三林雅代及び平越久子の業務内容が「政治活動」又は「政治活動補助」であったから(乙Dへ1ないし4, 6)、調査研究に従事していなかったと主張するが、勤務場所が政務調査用事務所であったから、採用できない。

また、原告らは、自宅の家事用務と区別されて雇用されていなかった平越久子の賃金に政務調査費を支出することは許されないと主張するが、

平越久子の賃金は、議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費として社会通念上相当であるから、採用できない。

エ まとめ

(ア) 平越議員は、事務費として、平成16年度に50万0836円、平成17年度に28万6555円の政務調査費を支出したところ（別紙1）、そのうち、平成16年度に支出許容額合計21万6155円（＝9万5381円＋10万0600円＋2万0174円）を超える28万4681円、平成17年度に支出許容額合計10万8679円（＝8万8979円＋1万9700円）を超える17万7876円を支出した部分は違法である。

(イ) 平越議員は、人件費として、平成15年4月に15万円、平成15年度（同年4月を除く。）に165万円、平成16年度及び平成17年度に各180万円の政務調査費を支出したところ（別紙1）、そのうち、平成15年4月に支出許容額7万5000円を超える7万5000円、平成15年度（同年4月を除く。）に支出許容額82万5000円を超える82万5000円、平成16年度に支出許容額144万円を超える36万円、平成17年度に支出許容額90万円を超える90万円を支出した部分は違法である。

(ウ) よって、被告は、平越議員に対し、平成15年4月分7万5000円、平成15年度（同年4月を除く。）分82万5000円、平成16年度分合計64万4681円（＝28万4681円＋36万円）、平成17年度分合計107万7876円（＝17万7876円＋90万円）の総合計262万2557円の不当利得の返還を請求するべきである。

(29) 藤山将材議員（以下「藤山議員」という。）

ア 事務所の設置状況等について

藤山議員の政務調査用事務所（①和歌山県海南市野上中330番地〔た

だし、平成16年12月以前], ②和歌山市関戸4丁目3-12 [平成17年1月から同年7月まで], ③和歌山県海南市名高536-13-11センタープラザ307号室 [同年8月以降]) は、平成16年12月以前は、後援会が併設された自宅に設置され、平成17年1月以降は、政務調査費から事務所費の50%を支出していた届出のない政治団体が併設されていた(甲A3, 5の1ないし3, 乙Bホ1, 5, Eホ3, 弁論の全趣旨)。

この点、藤山議員は、後援会の活動実体はほとんどなかったと陳述するが(乙Eホ3), その裏付けはないから、信用できない。

他方、原告らは、和歌山県監査委員が平成17年6月以前の政務調査用事務所について言及していないから(甲A3), 藤山議員の政務調査用事務所は同月以前には設置されていなかったなどと主張する。しかし、具体的な根拠はないから、原告らの上記主張は採用できない。

イ 事務所費について

(ア) 事務所費の按分等について

藤山議員の政務調査用事務所の平成17年1月以降の事務所賃料、電気料金及び書籍棚代については、上記アのとおり他のものが併設された事務所に係るものであるから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ) 事務所賃料について

藤山議員は、上記②の事務所として、松本幸男から、契約期間を平成17年1月9日から平成19年1月8日までとし、和歌山市関戸4丁目3-12所在の建物の202号室を賃料月額5万円(他に共益費月額3000円、水道代月額2000円)で、駐車場を賃料月額6000円でそれぞれ賃借し、同人に対し、平成17年2月28日及び同年3月31日に賃料としてそれぞれ6万1050円の合計12万2100円を支払った(乙Bホ5, 6, Eホ3)。

また、藤山議員は、上記③の事務所として、田淵利信から、契約期間を平成17年8月1日から平成18年7月31日までとし、和歌山県海南市名高536-13-11所在のセンタープラザ307号室を賃料月額4万円で賃借し、同人に対し、平成17年7月29日、同年8月31日、同年9月30日、同年10月31日、同年11月30日、同年12月27日、平成18年1月31日、同年2月28日、同年3月31日に賃料としてそれぞれ4万円の合計36万円を支払った（乙Bホ1、2の1ないし9、Eホ3）。

そして、上記(ア)の按分割合（2分の1）のとおり、藤山議員が、上記事務所賃料につき、平成16年度に6万1050円（＝12万2100円×1/2）、平成17年度に18万円（＝36万円×1/2）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、平成18年3月に支払った賃料が同年4月分のものであるから、平成17年度の政務調査費を支出することは許されないと主張する。しかし、上記事務所賃料が継続的契約に基づくものであることからすれば、使用月ではなく、請求月、すなわち、支払月を基準に各年度の政務調査費を支出することが不合理とはいえないから、原告らの上記主張は採用できない。

(ウ) 電気料金について

藤山議員は、上記③の事務所の電気料金として、平成17年11月分ないし平成18年3月分の合計6662円を支払った（乙Bホ3）。

そして、上記(ア)の按分割合（2分の1）のとおり、藤山議員が、上記電気料金につき、平成17年度に3331円（＝6662円×1/2）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(エ) 書籍棚代について

藤山議員は、上記③の事務所の書籍棚として、平成17年11月13

日に5000円を支払った（乙Bホ4，Eホ3，弁論の全趣旨）。

そして，上記ア)の按分割合（2分の1）のとおり，藤山議員が，上記書籍棚代につき，平成17年度に2500円（＝5000円×1／2）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，書籍棚代は事務費に計上されるべきであると主張する。しかし，本件使途基準は使途によって政務調査費を支出できる上限額を定めているわけではなく，計上した使途が誤りであるからといって，政務調査費の支出が違法であるとは認められないから，原告らの上記主張は採用できない。

ウ 事務費について

ア) 事務費の按分等について

藤山議員の政務調査用事務所の事務用品・備品購入費，パソコン代，OA機器代，コピー機代については，上記ア)のとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また，携帯電話使用料については，その汎用性の高さを考慮すれば，調査研究以外に，後援会及び政治団体の各活動や，私的にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

そして，プロバイダー料については，上記ア)のとおりの事務所の設置状況等を考慮すれば，上記①の事務所においては，調査研究以外に，後援会の活動や，私的にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その3分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法であり，上記②③の事務所においては，調査研究以外に，政治団体の活動にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法

である。

この点、藤山議員は、携帯電話を調査研究以外に使用することはほとんどなかったと陳述するが(乙Eホ3)、その裏付けはないから、信用できない。

(イ) 事務用品・備品購入費について

藤山議員は、平成16年5月19日にメモリーカード代4700円(乙Cホ9の1)、同日に「八千代ムセン電機株式会社」に対して事務用品代5880円(乙Cホ9の2、Eホ2)、同年6月30日に文具代2400円(乙Cホ9の3、弁論の全趣旨)、同年9月30日に雑貨代105円(乙Cホ9の4)、同年10月1日に「安價堂」に対して雑貨代1365円(乙Cホ9の5、弁論の全趣旨)、同月2日に電卓代1040円(乙Cホ9の6)、同月27日に文具代3467円(乙Cホ9の7、弁論の全趣旨)、同年12月9日に文具代7046円(乙Cホ9の8、弁論の全趣旨)、同月21日に文具代896円(乙Cホ9の9、弁論の全趣旨)、同月30日に文具代600円(乙Cホ9の10、弁論の全趣旨)、同月31日にインクリボン代3760円(乙Cホ9の11)、平成17年1月8日に「株式会社オークワ」に対して雑貨代1260円(乙Cホ9の12、弁論の全趣旨)、同月9日に「ケースデンキ」に対して事務用品代1358円(乙Cホ9の13、Eホ2)、同月11日に文具代2415円(乙Cホ9の14)、同月12日に「100円ショップ安價堂」に対して雑貨代1050円(乙Cホ9の15、弁論の全趣旨)、同日に「ケースデンキ」に対して事務用品代3718円(乙Cホ9の16、Eホ2)、同月15日にカラーBOX代2890円(乙Cホ9の17)、同年2月26日にコジマ電機に対して事務機購入費1万2680円(乙Cホ9の18、Eホ2)、同日に「株式会社オークワ」に対して雑貨代2205円(乙Cホ9の19、弁論の全趣旨)、同月27日に「株式会社オークワ」に対して雑貨代105

0円(乙Cホ9の20), 同日に書棚代3138円(乙Cホ9の22), 同年3月2日に文具代4217円(乙Cホ9の23, 弁論の全趣旨), 同月24日にプリンターインク代1848円(乙Cホ9の24), 同月29日にメモリーカード代3210円(乙Cホ9の25)の合計7万2298円を支払った。

また, 藤山議員は, 平成17年4月14日に文具代1463円(乙Cホ4の1, Eホ1), 同年5月12日にCD-R代及びインクリボン代4280円(乙Cホ4の2), 同月15日にパソコンのセキュリティソフト代6580円(乙Cホ4の3), 同月21日に「ヤマダ電機」に対して事務用品代1934円(乙Cホ4の4, Eホ1), 同年7月31日に「100円ショップシルク」に対して事務用品代1995円(乙Cホ4の5, Eホ1), 同年8月3日に文具代5670円(乙Cホ4の6, 弁論の全趣旨), 同月4日に「インクジェット(黒)」代2772円(乙Cホ4の7), 同月17日に三脚代2480円, DVD-R代1080円及びA4用紙代500円(乙Cホ4の8, 弁論の全趣旨), 同月21日にマウスパッド代580円及びハンドガードシュレッダー代1980円(乙Cホ4の9), 同年9月20日に文具代1万0186円(乙Cホ4の10, 弁論の全趣旨), 同年11月8日に文具代2842円(乙Cホ4の12, 弁論の全趣旨), 同月16日にCD-R等代3540円(乙Cホ4の11), 同年12月17日に文具代1512円(乙Cホ4の13, 弁論の全趣旨), 同月24日にプリンターインク代7560円(乙Cホ4の14), 平成18年1月24日に「ヤマダ電機」に対して事務用品代1180円(乙Cホ4の15, Eホ1), 同年3月23日に文具代5205円(乙Cホ4の16, 弁論の全趣旨)の合計6万3339円を支払った。

しかし, 上記支出のうち, 平成16年5月19日の「八千代ムセン電機株式会社」に対する事務用品代5880円(乙Cホ9の2, Eホ2),

同年9月30日の雑貨代105円(乙Cホ9の4), 同年10月1日の「安
價堂」に対する雑貨代1365円(乙Cホ9の5, 弁論の全趣旨), 平成
17年1月8日の「株式会社オークワ」に対する雑貨代1260円(乙
Cホ9の12, 弁論の全趣旨), 同月9日の「ケースデンキ」に対する事
務用品代1358円(乙Cホ9の13, Eホ2), 同月12日の「100
円ショップ安價堂」に対する雑貨代1050円(乙Cホ9の15, 弁論
の全趣旨), 同日の「ケースデンキ」に対する事務用品代3718円(乙
Cホ9の16, Eホ2), 同年2月26日のコジマ電機に対する事務機購
入費1万2680円(乙Cホ9の18, Eホ2), 同日の「株式会社オー
クワ」に対する雑貨代2205円(乙Cホ9の19, 弁論の全趣旨), 同
月27日の「株式会社オークワ」に対する雑貨代1050円(乙Cホ9
の20)の合計3万0671円, 並びに同年5月21日の「ヤマダ電機」
に対する事務用品代1934円(乙Cホ4の4, Eホ2), 同年7月31
日の「100円ショップシルク」に対する事務用品代1995円(乙C
ホ4の5, Eホ1), 平成18年1月24日の「ヤマダ電機」に対する事
務用品代1180円(乙Cホ4の15, Eホ1)の合計5109円は,
支払先が多様な商品を扱う店であることからすれば, 議員が行う調査研
究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから, 政務調査費を
支出することは許されない。

そして, 上記(ア)の按分割合(2分の1)のとおり, 平成16年度に2
万0814円($\equiv [7万2298円 - 3万0671円] \times 1/2$), 平成
17年度に2万9115円($\equiv [6万3339円 - 5109円] \times 1/2$)
をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ) パソコン代について

藤山議員は, 平成16年4月14日にパソコン代19万5020円を
支払った(乙Cホ10)。

そして、上記(ア)の按分割合（2分の1）のとおり、藤山議員が、上記パソコン代につき、平成16年度に9万7510円（＝19万5020円×1/2）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、上記パソコン代が政務調査費の支出が許されない高額な備品（乙A3）であると主張するが、その代金として19万5020円は社会通念上相当であるから、採用できない。

(エ) OA機器代について

藤山議員は、平成17年1月31日にテレビ代21万円（乙Cホ11，Eホ3）、同年2月2日にDVDレコーダー代6万円（乙Cホ12，Eホ3）を支払った。

そして、上記(ア)の按分割合（2分の1）のとおり、藤山議員が、上記OA機器代につき、平成16年度に13万5000円（＝〔21万円＋6万円〕×1/2）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、上記テレビ代及びDVDレコーダー代が政務調査費の支出が認められない環境整備費であると主張するが、上記テレビ代及びDVDレコーダー代は、議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する費用として社会通念上相当であるから、採用できない。

(オ) コピー機代について

藤山議員は、平成17年7月21日にコピー機代24万1500円を支払った（乙Cホ5）。

そして、上記(ア)の按分割合（2分の1）のとおり、藤山議員が、上記コピー機代につき、平成17年度において12万0750円（＝24万1500円×1/2）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、上記コピー機代が高額な備品（乙A3）であると主張するが、その代金として24万2500円は社会通念上相当であるから、採用できない。

(カ) 携帯電話使用料について

藤山議員は、携帯電話（０９０－１８９８－３７６０）の使用料として、平成１６年４月分の２万４３０２円、同年５月分の１万８０７３円、同年９月分の１万９９６０円、同年１０月分の２万０５２３円、同年１１月分の２万５４３１円、同年１２月分の３万０７３０円、平成１７年１月分の２万３６３３円、同年２月分の１万７４２３円、同年３月分の１万９２３９円の合計１９万９３１４円を支払い、同年４月分の１万６３５９円、同年５月分の２万１３０４円、同年６月分の１万６６７４円、同年７月分の１万７２３０円、同年８月分の１万６６７４円、同年９月分の１万６８８４円、同年１１月分の１万７１４６円、同年１２月分の１万６９４７円、平成１８年１月分の１万２４５３円の合計１５万１６７１円を支払った（乙Ｃホ１の１ないし９、６の１ないし９）。

そして、上記(ア)の按分割合（４分の１）のとおり、藤山議員が、携帯電話使用料につき、平成１６年度に４万９８２９円（ $\div 19万9314円 \times 1/4$ ）、平成１７年度に３万７９１８円（ $\div 15万1671円 \times 1/4$ ）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(キ) プロバイダー料について

藤山議員は、プロバイダー（ＫＤＤＩ）料として、平成１６年１０月支払分の２４６７円を支払い、平成１７年１月ないし３月支払分の合計７４０１円を支払い、同年６月支払分、同年７月支払分、同年９月支払分、同年１０月支払分、同年１２月ないし平成１８年３月支払分の各２４６７円の合計１万９７３６円を支払った（乙Ｃホ２の１ないし８、７の１ないし４）。

また、藤山議員は、プロバイダー（ヤフージャパン）料として、平成１６年１１月支払分の５６２５円、同年１２月支払分の５６８４円、平成１７年１月支払分の７６０１円、同年２月支払分の６５０９円、同年

3月支払分の6355円、同年4月支払分の4995円、同年5月支払分の5196円、同年6月支払分の5231円、同年7月支払分の5121円、同年8月支払分の5296円、同年9月支払分の5231円、同年10月支払分の5223円、同年11月支払分の5483円、同年12月支払分の5684円、平成18年1月支払分の8084円、同年2月支払分の7000円、同年3月支払分の5286円を支払った(乙Cホ3の1ないし12, 8の1ないし5)。

しかし、藤山議員は、平成17年1月ないし3月、同年6月、同年7月、同年9月、同年10月、同年12月ないし平成18年3月の支払分において、KDDIと契約し、そのプロバイダー料に政務調査費を支出していたから、これと重複して、ヤフージャパンとの契約に係るプロバイダー料に政務調査費を支出することは許されない。

そして、上記(ア)の按分割合(平成16年12月以前は3分の1、平成17年1月以降は2分の1)のとおり、藤山議員が、上記プロバイダー料につき、平成16年度に8293円($\div [2467円 + 5625円 + 5684円] \times 1/3 + 7401円 \times 1/2$)、平成17年度に2万0353円($= [1万9736円 + 4995円 + 5196円 + 5296円 + 5483円] \times 1/2$)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

エ. 人件費について

(ア) 人件費の按分等について

藤山議員の政務調査用事務所の人件費については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で雇用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、藤山議員は、後援会の活動実体があったとしても、これには